八百津町地域防災計画　災害対応マニュアル編

M1-02-01　災害警戒本部・災害対策本部運用（風水害等）..... M-1
M1-02-02　災害警戒本部・災害対策本部運用（地震）..... M-4
M1-02-03　災害警戒本部・災害対策本部運用（原子力災害）..... M-6
M1-02-04　災害警戒本部・災害対策本部運用（突発事故等）..... M-9
M1-02-05　東海地震に関連する情報発表時の対策..... M-12
M1-03-01　要員の動員・確保..... M-15
M1-03-02　災害労務対策..... M-16
M1-04-01　情報収集・連絡体制..... M-18
M1-05-01　災害広報..... M-21
M1-08-01　災害輸送計画..... M-22
M1-08-02　防災ヘリコプターの活用計画..... M-23
M1-10-01　ボランティア活動の支援..... M-24
M2-01-01　消防計画..... M-25
M2-02-01　水防計画..... M-27
M2-04-01　雪害対策計画..... M-28
M2-07-01　り災者救出計画..... M-29
M3-03-01　ライフライン施設の応急対策..... M-30
M3-04-01　町立学校関係の対策..... M-31
M3-04-02　学校保健の対策..... M-32
M3-04-03　文化財・その他文教関係の対策..... M-33
M3-05-01　その他公共施設等対策..... M-34
M3-06-01　防疫・保健衛生対策..... M-36
M3-07-01　廃棄物・し尿処理対策..... M-37
M3-09-01　遺体の保護・処理・埋葬..... M-38
M4-01-01　医療・助産計画..... M-39
M4-02-01　要配慮者対策..... M-41
M4-03-01　避難所の開設..... M-43
M4-04-01　食料の供給..... M-46
M4-04-02　飲料水の供給..... M-47
M4-04-03　生活必需品の供給..... M-48
M4-04-04　学用品の支給..... M-49
M4-04-05　義援金の募集・配分..... M-50
M4-04-06　り災証明書の発行等..... M-51
M4-06-01　応急住宅対策..... M-52
M4-07-01　建築物等安全対策..... M-54
M4-08-01　愛玩動物対策..... M-54
M5-01-01　生活支援..... M-55
M5-01-02　災害援護資金貸与..... M-56
M5-03-01　被災中小企業の振興・農林漁業関係者への融資..... M-56
M6-01-01　公共施設・公共事業等の災害復旧..... M-57

M1-02-01　災害警戒本部・災害対策本部運用（風水害等）

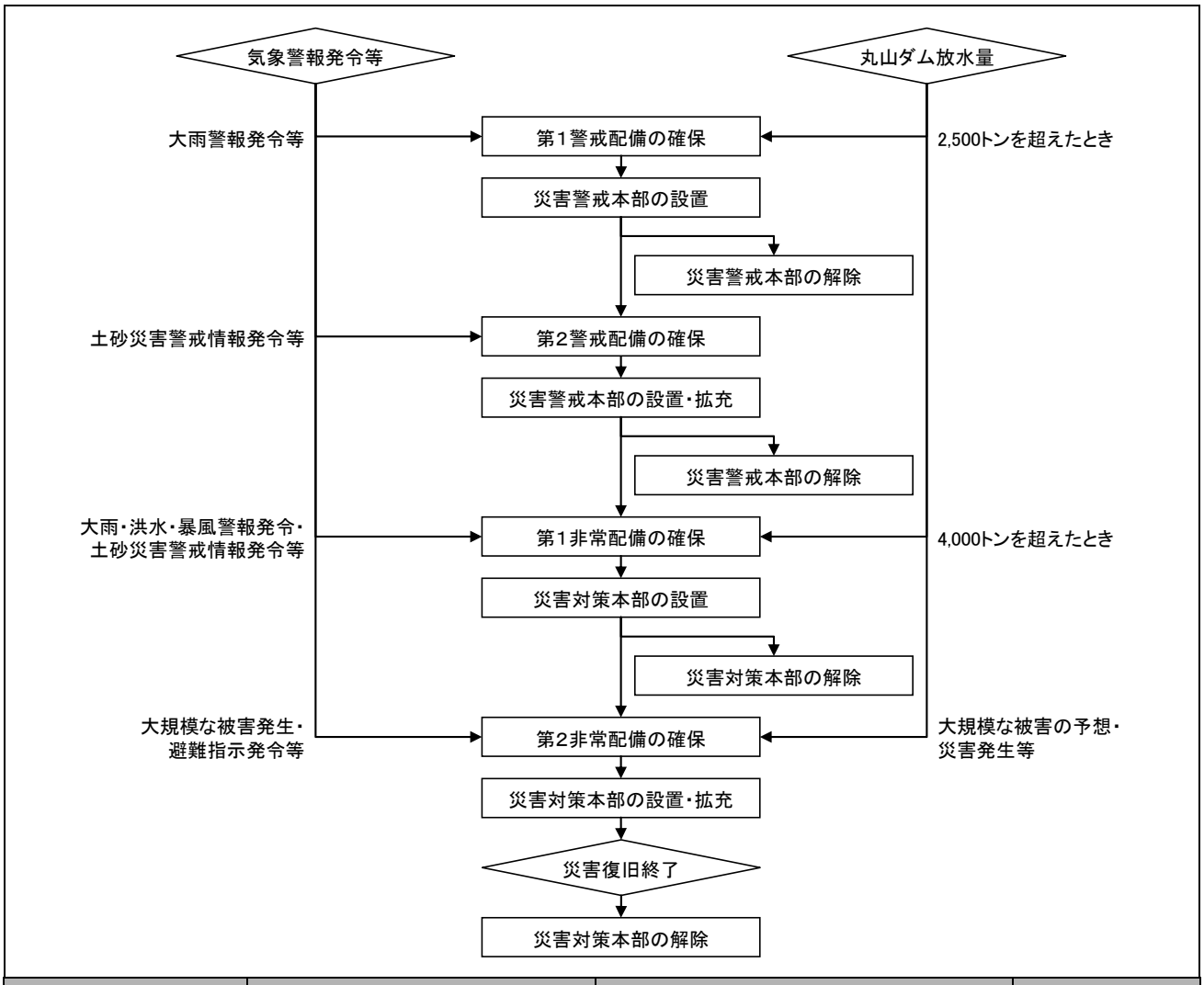

部		班		業務内容		摘要
第1警戒配備 発令（気象警報発令等）						
1	防災安全部は、第1警戒配備体制を確保する	1-1	防災安全班は、第1警戒配備体制の要件を満たしたことを確認する	1-1-1	気象警報、丸山ダム洪水調節のための放流量等に関する情報を収集する	S3-1-02-01 警報発表基準
				1-1-2	第1警戒配備の発令基準を満たしたことを確認する	
		1-2	防災安全班は、第1警戒配備を発令する			
		1-3	防災安全班は、配備体制を伝達する	1-3-1	庁内職員にちゃっとメール・庁内放送・庁内電話により、参集を伝達する	S3-1-03-01 体制等の伝達系統 S3-1-02-02 町本部員の身分証明
2	防災安全部は、災害警戒本部を設置する	2-1	防災安全班は、災害警戒本部を設置する	2-1-1	八百津町防災センター（または八百津小学校体育館）に、災害警戒本部を設置する	
				2-1-2	関係機関、住民に、災害警戒本部を設置した旨を報告する	S3-1-02-03 本部設置の報告先

部		班		業務内容		摘要
第1警戒配備 解除（気象警報解除等）						
3	防災安全部は、第1警戒配備及び災害警戒本部を解除する	3-1	防災安全班は、第1警戒配備及び災害警戒本部の解除を検討する	3-1-1	気象情報、応急復旧状況等に基づき、第1警戒配備及び災害警戒本部の解除を検討する	
		3-2	防災安全班は、第1警戒配備及び災害警戒本部を解除する			
第2警戒配備 発令（土砂災害警戒情報発令等）						
4	防災安全部は、第2警戒配備体制を確保する	4-1	防災安全班は、第2警戒配備体制の要件を満たしたことを確認する	4-1-1	土砂災害警戒情報等に関する情報を収集する	
				4-1-2	第2警戒配備の発令基準を満たしたことを確認する	
		4-2	防災安全班は、第2警戒配備を発令する			
		4-3	防災安全班は、配備体制を伝達する	4-3-1	ちゃっとメール・庁内放送・庁内電話により、庁内職員に参集を伝達する	S3-1-03-01 体制等の伝達系統 S3-1-02-02 町本部員の身分証明
5	防災安全部は、災害警戒本部を設置または拡充する	5-1	防災安全班は、災害警戒本部を設置または拡充する	5-1-1	八百津町防災センター（または八百津小学校体育館）に、災害警戒本部を設置または拡充する	
				5-1-2	関係機関、住民に、災害警戒本部を設置した旨を報告する	S3-1-02-03 本部設置の報告先
第2警戒配備 解除（土砂災害警戒情報解除等）						
6	防災安全部は、第2警戒配備及び災害警戒本部を解除する	6-1	防災安全班は、第2警戒配備及び災害警戒本部の解除を検討する	6-1-1	気象情報、応急復旧状況等に基づき、第2警戒配備及び災害警戒本部の解除を検討する	
		6-2	防災安全班は、第2警戒配備及び災害警戒本部を解除する			
第1非常配備 発令（気象警報発令・局地的な被害等）						
7	防災安全部は、第1非常配備体制を確保する	7-1	防災安全班は、第1非常配備体制の要件を満たしたことを確認する	7-1-1	気象警報、土砂災害警戒情報、丸山ダム洪水調節のための放流量等に関する情報を収集する	S3-1-02-01 警報発表基準
				7-1-2	第1非常配備の発令基準を満たしたことを確認する	
		7-2	防災安全班は、第1非常配備を発令する			
		7-3	防災安全班は、配備体制を伝達する	7-3-1	ちゃっとメール・庁内放送・庁内電話により、庁内職員に参集を伝達する	S3-1-03-01 体制等の伝達系統 S3-1-02-02 町本部員の身分証明

部		班		業務内容		摘要
8	防災安全部は、災害対策本部を設置する	8-1	防災安全班は、災害対策本部を設置する	8-1-1	八百津町防災センター（または八百津小学校体育館）に、災害対策本部を設置する	
				8-1-2	関係機関、住民に、災害対策本部を設置した旨を報告する	S3-1-02-03 本部設置の報告先
第1非常配備 解除（気象警報解除等）						
9	防災安全部は、第1非常配備及び災害対策本部を解除する	9-1	防災安全班は、第1非常配備及び災害対策本部の解除を検討する	9-1-1	気象情報、応急復旧状況等に基づき、第1非常配備及び災害対策本部の解除を検討する	
		9-2	防災安全班は、第1非常配備及び災害対策本部を解除する			
第2非常配備 発令（避難指示発令等）						
10	防災安全部は、第2非常配備体制を確保する	10-1	防災安全班は、第2非常配備体制の要件を満たしたことを確認する	10-1-1	気象情報、丸山ダム洪水調節のための放流量等に関する情報を収集する	
				10-1-2	第2非常配備の発令基準を満たしたことを確認する	
		10-2	防災安全班は、第2非常配備を発令する			
		10-3	防災安全班は、配備体制を伝達する	10-3-1	ちゃっとメール・庁内放送・庁内電話により、庁内職員に参集を伝達する	S3-1-03-01 体制等の伝達系統 S3-1-02-02 町本部員の身分証明
11	防災安全部は、災害対策本部を設置または拡充する	11-1	防災安全班は、災害対策本部を設置または拡充する	11-1-1	八百津町防災センター（または八百津小学校体育館）に、災害対策本部を設置または拡充する	
				11-1-2	関係機関、住民に、災害対策本部を設置した旨を報告する	S3-1-02-03 本部設置の報告先
第2非常配備 解除（避難指示解除等）						
12	防災安全部は、第2非常配備及び災害対策本部を解除する	12-1	防災安全班は、第2非常配備及び災害対策本部の解除を検討する	12-1-1	気象情報、応急復旧状況等に基づき、第2非常配備及び災害対策本部の解除を検討する	
		12-2	防災安全班は、第2非常配備及び災害対策本部を解除する			

M1-02-02　災害警戒本部・災害対策本部運用（地震）

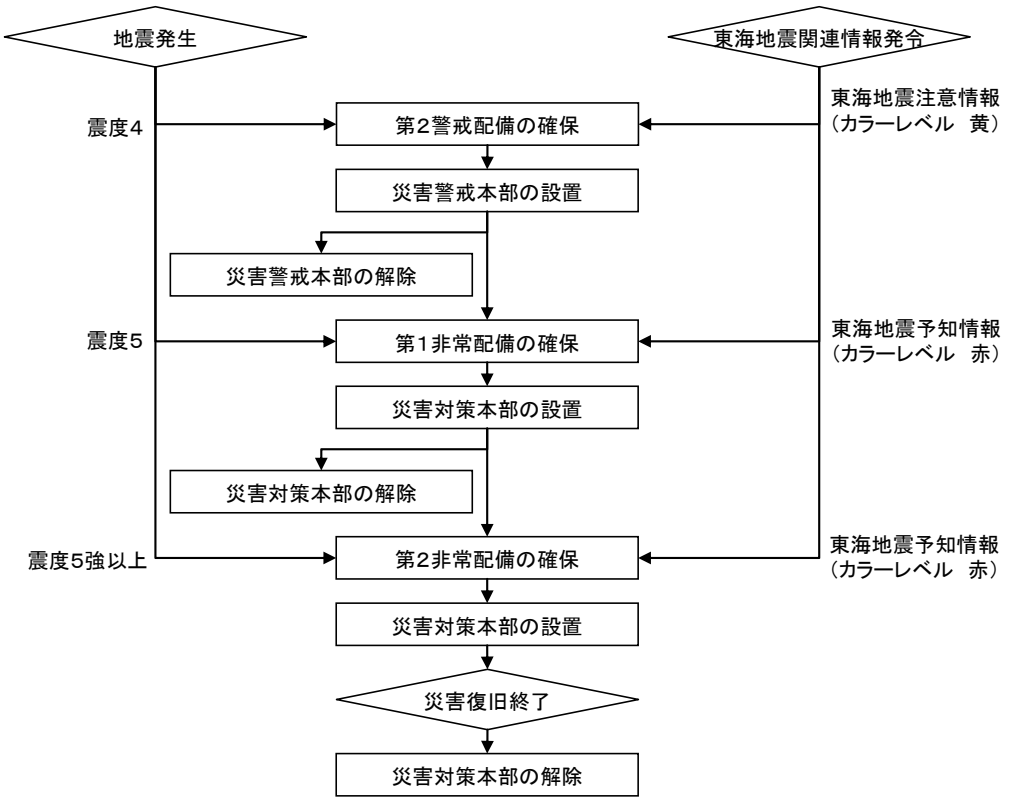

部		班		業務内容		摘要
震度４の地震発生または東海地震注意情報発表						
1	防災安全部は、第2警戒体制を確保する	1-1	防災安全班は、第2警戒配備を発令する			
2	防災安全部は、災害警戒本部を設置する	2-1	防災安全班は、災害警戒本部を設置する	2-1-1	八百津町防災センター（または八百津小学校体育館）に、災害警戒本部を設置する	
				2-1-2	関係機関、住民に、災害警戒本部を設置した旨を報告する	S3-1-02-03 本部設置の報告先
		2-2	防災安全班は、要員を確保する	2-2-1	第2警戒配備要員に、第2警戒配備の発令を伝達し、職員を参集する	S3-1-03-01 体制等の伝達系統 S3-1-02-02 町本部員の身分証明
震度５弱の地震発生または東海地震予知情報発表						
3	防災安全部は、第1非常体制を確保する	3-1	防災安全班は、第1非常配備を発令する			
4	防災安全部は、災害対策本部を設置する	4-1	防災安全班は、災害対策本部を設置する	4-1-1	八百津町防災センター（または八百津小学校体育館）に、災害対策本部を設置する	
				4-1-2	関係機関、住民に、災害対策本部を設置した旨を報告する	S3-1-02-03 本部設置の報告先

部		班		業務内容		摘要
		4-2	防災安全班は、要員を確保する	4-2-1	第1非常配備要員に、第1非常配備の発令を伝達し、職員を参集する	S3-1-03-01 体制等の伝達系統 S3-1-02-02 町本部員の身分証明
震度５強以上の地震発生等						
5	防災安全部は、第2非常体制を確保する	5-1	防災安全班は、第2非常配備を発令する			
6	防災安全部は、災害対策本部を設置する	6-1	防災安全班は、災害対策本部を設置する	6-1-1	八百津町防災センター（または八百津小学校体育館）に、災害対策本部を設置する	
				6-1-2	関係機関、住民に、災害対策本部を設置した旨を報告する	S3-1-02-03 本部設置の報告先
		6-2	防災安全班は、要員を確保する	6-2-1	第2非常配備要員に、第2非常配備の発令を伝達し、職員を参集する	S3-1-03-01 体制等の伝達系統 S3-1-02-02 町本部員の身分証明
災害復旧終了等						
7	防災安全部は、災害対策本部（または災害警戒本部）を解除する	7-1	防災安全班は、配備体制及び災害対策本部（または災害警戒本部）の解除を検討する	7-1-1	災害復旧の状況に基づき、配備体制及び災害対策本部（または災害警戒本部）の解除を検討する	
		7-2	防災安全班は、配備体制及び災害対策本部（または災害警戒本部）を解除する			

M1-02-03　災害警戒本部・災害対策本部運用（原子力災害）

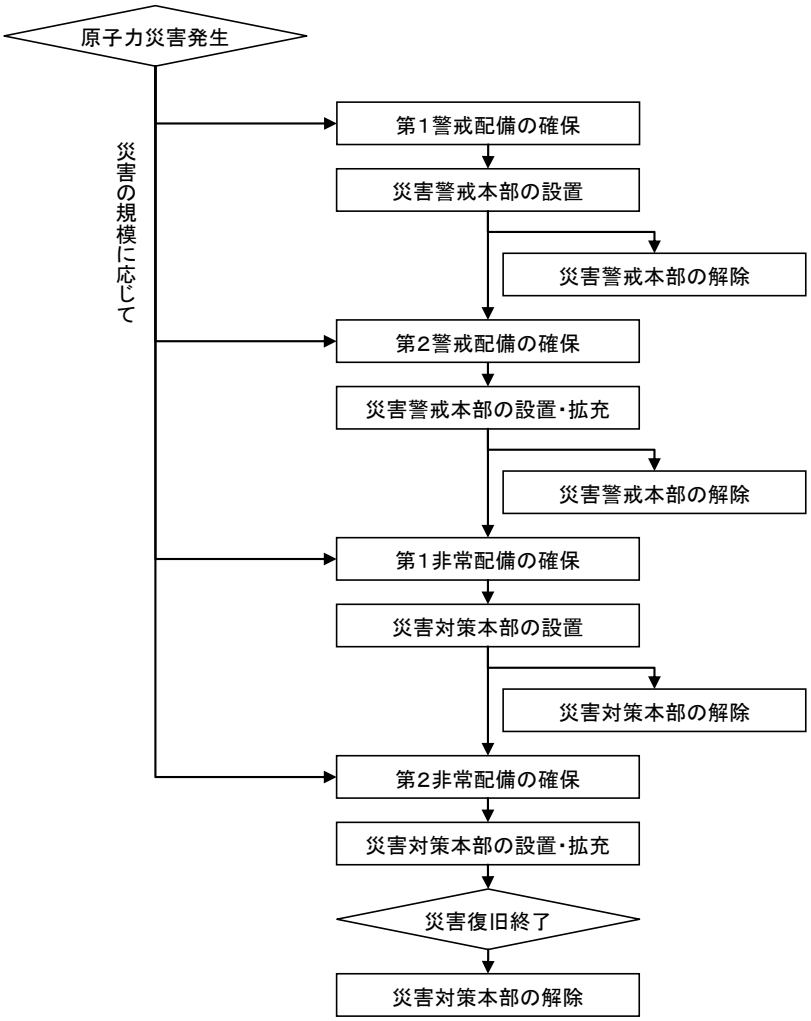

部		班		業務内容		摘要
第1警戒配備 発令（原災法第10条に該当しないが周辺環境に影響の恐れがある等）						
1	防災安全部は、第1警戒配備体制を確保する	1-1	防災安全班は、第1警戒配備体制の要件を満たしたことを確認する	1-1-1	原子力災害に関する情報を収集する	
				1-1-2	第1警戒配備の発令基準を満たしたことを確認する	
		1-2	防災安全班は、第1警戒配備を発令する			
		1-3	防災安全班は、配備体制を伝達する	1-3-1	庁内職員にちゃっとメール・庁内放送・庁内電話により、参集を伝達する	S3-1-03-01 体制等の伝達系統 S3-1-02-02 町本部員の身分証明
2	防災安全部は、災害警戒本部を設置する	2-1	防災安全班は、災害警戒本部を設置する	2-1-1	八百津町防災センター（または八百津小学校体育館）に、災害警戒本部を設置する	
				2-1-2	関係機関、住民に、災害警戒本部を設置した旨を報告する	S3-1-02-03 本部設置の報告先
第1警戒配備 解除						

部		班		業務内容		摘要
3	防災安全部は、第1警戒配備及び災害警戒本部を解除する	3-1	防災安全班は、第1警戒配備及び災害警戒本部の解除を検討する	3-1-1	災害状況、応急復旧状況等に基づき、第1警戒配備及び災害警戒本部の解除を検討する	
		3-2	防災安全班は、第1警戒配備及び災害警戒本部を解除する			
第2警戒配備 発令（原災法第10条に該当等）						
4	防災安全部は、第2警戒配備体制を確保する	4-1	防災安全班は、第2警戒配備体制の要件を満たしたことを確認する	4-1-1	原子力災害に関する情報を収集する	
				4-1-2	第2警戒配備の発令基準を満たしたことを確認する	
		4-2	防災安全班は、第2警戒配備を発令する			
		4-3	防災安全班は、配備体制を伝達する	4-3-1	ちゃっとメール・庁内放送・庁内電話により、庁内職員に参集を伝達する	S3-1-03-01 体制等の伝達系統 S3-1-02-02 町本部員の身分証明
5	防災安全部は、災害警戒本部を設置または拡充する	5-1	防災安全班は、災害警戒本部を設置または拡充する	5-1-1	八百津町防災センター（または八百津小学校体育館）に、災害警戒本部を設置または拡充する	
				5-1-2	関係機関、住民に、災害警戒本部を設置した旨を報告する	S3-1-02-03 本部設置の報告先
第2警戒配備 解除						
6	防災安全部は、第2警戒配備及び災害警戒本部を解除する	6-1	防災安全班は、第2警戒配備及び災害警戒本部の解除を検討する	6-1-1	災害状況、応急復旧状況等に基づき、第2警戒配備及び災害警戒本部の解除を検討する	
		6-2	防災安全班は、第2警戒配備及び災害警戒本部を解除する			
第1非常配備 発令（原災法第10条に該当等）						
7	防災安全部は、第1非常配備体制を確保する	7-1	防災安全班は、第1非常配備体制の要件を満たしたことを確認する	7-1-1	原子力災害に関する情報を収集する	
				7-1-2	第1非常配備の発令基準を満たしたことを確認する	
		7-2	防災安全班は、第1非常配備を発令する			
		7-3	防災安全班は、配備体制を伝達する	7-3-1	ちゃっとメール・庁内放送・庁内電話により、庁内職員に参集を伝達する	S3-1-03-01 体制等の伝達系統 S3-1-02-02 町本部員の身分証明
8	防災安全部は、災害対策本部を設置する	8-1	防災安全班は、災害対策本部を設置する	8-1-1	八百津町防災センター（または八百津小学校体育館）に、災害対策本部を設置する	

部		班		業務内容		摘要
				8-1-2	関係機関、住民に、災害対策本部を設置した旨を報告する	S3-1-02-03 本部設置の報告先
第1非常配備 解除						
9	防災安全部は、第1非常配備及び災害対策本部を解除する	9-1	防災安全班は、第1非常配備及び災害対策本部の解除を検討する	9-1-1	災害状況、応急復旧状況等に基づき、第1非常配備及び災害対策本部の解除を検討する	
		9-2	防災安全班は、第1非常配備及び災害対策本部を解除する			
第2非常配備 発令（原災法第15条に該当等）						
10	防災安全部は、第2非常配備体制を確保する	10-1	防災安全班は、第2非常配備体制の要件を満たしたことを確認する	10-1-1	原子力災害に関する情報を収集する	
				10-1-2	第2非常配備の発令基準を満たしたことを確認する	
		10-2	防災安全班は、第2非常配備を発令する			
		10-3	防災安全班は、配備体制を伝達する	10-3-1	ちゃっとメール・庁内放送・庁内電話により、庁内職員に参集を伝達する	S3-1-03-01 体制等の伝達系統 S3-1-02-02 町本部員の身分証明
11	防災安全部は、災害対策本部を設置または拡充する	11-1	防災安全班は、災害対策本部を設置または拡充する	11-1-1	八百津町防災センター（または八百津小学校体育館）に、災害対策本部を設置または拡充する	
				11-1-2	関係機関、住民に、災害対策本部を設置した旨を報告する	S3-1-02-03 本部設置の報告先
第2非常配備 解除						
12	防災安全部は、第2非常配備及び災害対策本部を解除する	12-1	防災安全班は、第2非常配備及び災害対策本部の解除を検討する	12-1-1	災害状況、応急復旧状況等に基づき、第2非常配備及び災害対策本部の解除を検討する	
		12-2	防災安全班は、第2非常配備及び災害対策本部を解除する			

M1-02-04　災害警戒本部・災害対策本部運用（突発事故等）

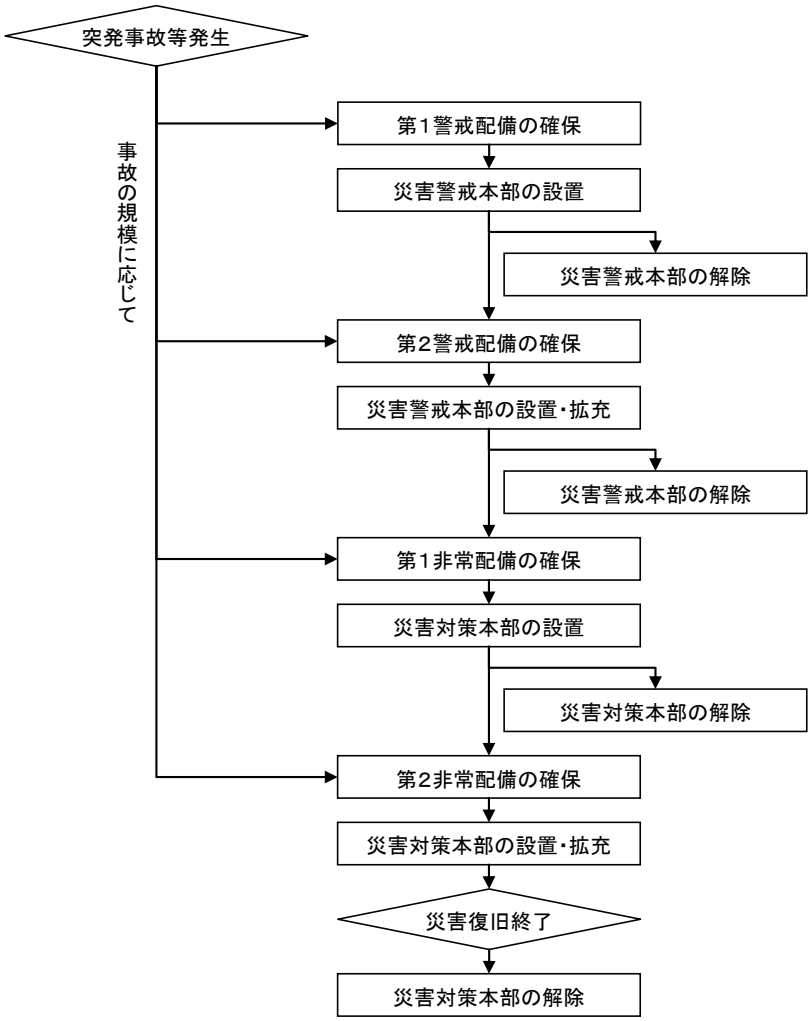

部		班		業務内容		摘要
第1警戒配備 発令						
1	防災安全部は、第1警戒配備体制を確保する	1-1	防災安全班は、第1警戒配備体制の要件を満たしたことを確認する	1-1-1	突発事故等に関する情報を収集する	
				1-1-2	第1警戒配備の発令基準を満たしたことを確認する	
		1-2	防災安全班は、第1警戒配備を発令する			
		1-3	防災安全班は、配備体制を伝達する	1-3-1	庁内職員にちゃっとメール・庁内放送・庁内電話により、参集を伝達する	S3-1-03-01 体制等の伝達系統 S3-1-02-02 町本部員の身分証明
2	防災安全部は、災害警戒本部を設置する	2-1	防災安全班は、災害警戒本部を設置する	2-1-1	八百津町防災センター（または八百津小学校体育館）に、災害警戒本部を設置する	
				2-1-2	関係機関、住民に、災害警戒本部を設置した旨を報告する	S3-1-02-03 本部設置の報告先
第1警戒配備 解除						

部		班		業務内容		摘要
3	防災安全部は、第1警戒配備及び災害警戒本部を解除する	3-1	防災安全班は、第1警戒配備及び災害警戒本部の解除を検討する	3-1-1	災害状況、応急復旧状況等に基づき、第1警戒配備及び災害警戒本部の解除を検討する	
		3-2	防災安全班は、第1警戒配備及び災害警戒本部を解除する			
第2警戒配備 発令						
4	防災安全部は、第2警戒配備体制を確保する	4-1	防災安全班は、第2警戒配備体制の要件を満たしたことを確認する	4-1-1	突発事故等に関する情報を収集する	
				4-1-2	第2警戒配備の発令基準を満たしたことを確認する	
		4-2	防災安全班は、第2警戒配備を発令する			
		4-3	防災安全班は、配備体制を伝達する	4-3-1	ちゃっとメール・庁内放送・庁内電話により、庁内職員に参集を伝達する	S3-1-03-01 体制等の伝達系統 S3-1-02-02 町本部員の身分証明
5	防災安全部は、災害警戒本部を設置または拡充する	5-1	防災安全班は、災害警戒本部を設置または拡充する	5-1-1	八百津町防災センター（または八百津小学校体育館）に、災害警戒本部を設置または拡充する	
				5-1-2	関係機関、住民に、災害警戒本部を設置した旨を報告する	S3-1-02-03 本部設置の報告先
第2警戒配備 解除						
6	防災安全部は、第2警戒配備及び災害警戒本部を解除する	6-1	防災安全班は、第2警戒配備及び災害警戒本部の解除を検討する	6-1-1	災害状況、応急復旧状況等に基づき、第2警戒配備及び災害警戒本部の解除を検討する	
		6-2	防災安全班は、第2警戒配備及び災害警戒本部を解除する			
第1非常配備 発令						
7	防災安全部は、第1非常配備体制を確保する	7-1	防災安全班は、第1非常配備体制の要件を満たしたことを確認する	7-1-1	突発事故等に関する情報を収集する	
				7-1-2	第1非常配備の発令基準を満たしたことを確認する	
		7-2	防災安全班は、第1非常配備を発令する			
		7-3	防災安全班は、配備体制を伝達する	7-3-1	ちゃっとメール・庁内放送・庁内電話により、庁内職員に参集を伝達する	S3-1-03-01 体制等の伝達系統 S3-1-02-02 町本部員の身分証明
8	防災安全部は、災害対策本部を設置する	8-1	防災安全班は、災害対策本部を設置する	8-1-1	八百津町防災センター（または八百津小学校体育館）に、災害対策本部を設置する	

部		班		業務内容		摘要
				8-1-2	関係機関、住民に、災害対策本部を設置した旨を報告する	S3-1-02-03 本部設置の報告先
第1非常配備 解除						
9	防災安全部は、第1非常配備及び災害対策本部を解除する	9-1	防災安全班は、第1非常配備及び災害対策本部の解除を検討する	9-1-1	災害状況、応急復旧状況等に基づき、第1非常配備及び災害対策本部の解除を検討する	
		9-2	防災安全班は、第1非常配備及び災害対策本部を解除する			
第2非常配備 発令						
10	防災安全部は、第2非常配備体制を確保する	10-1	防災安全班は、第2非常配備体制の要件を満たしたことを確認する	10-1-1	突発事故等に関する情報を収集する	
				10-1-2	第2非常配備の発令基準を満たしたことを確認する	
		10-2	防災安全班は、第2非常配備を発令する			
		10-3	防災安全班は、配備体制を伝達する	10-3-1	ちゃっとメール・庁内放送・庁内電話により、庁内職員に参集を伝達する	S3-1-03-01 体制等の伝達系統 S3-1-02-02 町本部員の身分証明
11	防災安全部は、災害対策本部を設置または拡充する	11-1	防災安全班は、災害対策本部を設置または拡充する	11-1-1	八百津町防災センター（または八百津小学校体育館）に、災害対策本部を設置または拡充する	
				11-1-2	関係機関、住民に、災害対策本部を設置した旨を報告する	S3-1-02-03 本部設置の報告先
第2非常配備 解除						
12	防災安全部は、第2非常配備及び災害対策本部を解除する	12-1	防災安全班は、第2非常配備及び災害対策本部の解除を検討する	12-1-1	災害状況、応急復旧状況等に基づき、第2非常配備及び災害対策本部の解除を検討する	
		12-2	防災安全班は、第2非常配備及び災害対策本部を解除する			

M1-02-05　東海地震に関連する情報発表時の対策

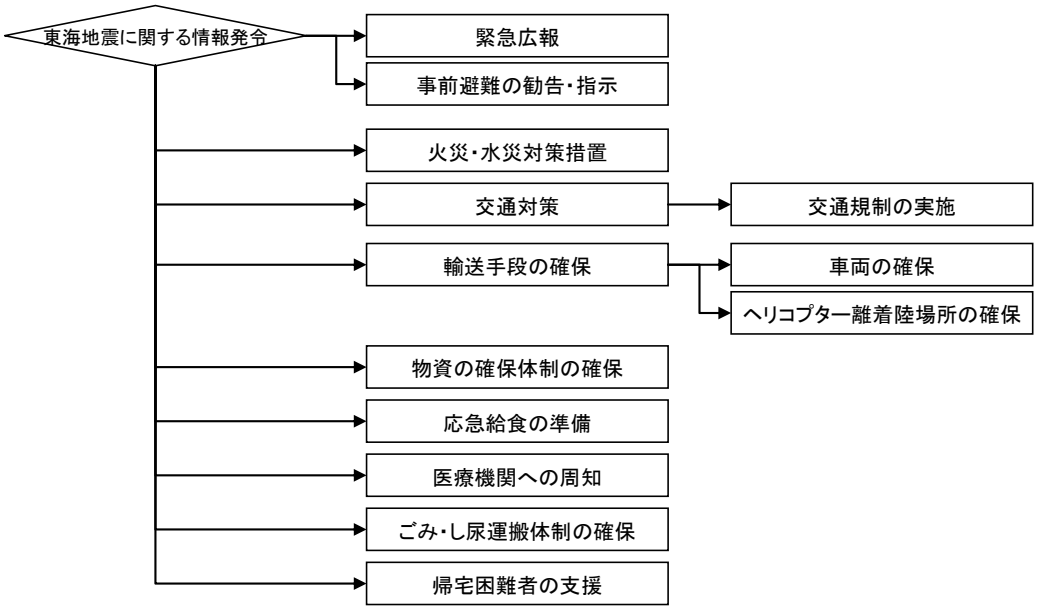

部		班		業務内容		摘要
1	防災安全部は、東海地震に関連する情報を整理する			1-1-1	東海地震予知情報、東海地震注意情報の発表を確認する	
2	総務部は、東海地震に関連する情報の広報を実施する	2-1	情報政策班は、緊急広報を実施する	2-1-1	広報する情報を整理する	S3-1-02-06 東海地震に関連する情報発令時の広報事項
				2-1-2	ケーブルテレビ、ホームページ、同報無線等、広報車等により、情報を伝達する	
				2-1-3	報道機関に、情報を提供する	
3	健康福祉部は、問合せに対応する	3-1	福祉班は、問い合わせ窓口を設置し、問合せに対応する	3-1-1	問い合わせ窓口を設置する	
				3-1-2	居住者からの問い合わせに対応する	
4	防災安全部は、事前避難対策を実施する	4-1	防災安全班は、事前避難を勧告、指示する	4-1-1	警戒宣言が発せられた場合、避難対象地区の住民に対し、避難の勧告、指示を実施する	S3-1-02-07 事前避難体制
				4-1-2	避難者に対し、警戒宣言発令時対策実施状況の周知、飲料水、寝具等の供与等の措置をとる	
5	災害救助部は、消防・水防対策を実施する	5-1	消防班は、警戒宣言が発令された場合、消防対策を実施する	5-1-1	地震発生後の火災発生に備え、消防対策措置を実施する	S3-1-02-08 東海地震に関する情報発令時の消防対策措置

部		班		業務内容		摘要
		5-2	消防班は、警戒宣言が発令された場合、水防対策を実施する	5-1-2	地震発生後の水害発生に備え、水害予防措置を実施する	S3-1-02-09 東海地震に関する情報発令時の水防予防措置
6	建設部は、交通対策を実施する	6-1	道路河川班は、道路危険箇所に係る管理上必要な措置をとる	6-1-1	道路危険箇所において交通規制を実施する等の措置をとる	
				6-1-2	住民に、実施した措置について広報する	
7	総務部は、車両による輸送手段を確保する	7-1	管財班は、車両を確保する	7-1-1	緊急輸送実施のための車両を調達する	
				7-1-2	県に要請またはあっせんを依頼する	
8	防災安全部は、ヘリコプターによる輸送手段を確保する	8-1	防災安全班は、ヘリコプターの離着陸場所を確保する	8-1-1	ヘリコプターが安全に離着陸できる場所を確保し、県に報告する	
9	産業部は、物資の確保対策を実施する	9-1	商工観光班は、物資の確保体制を確保する	9-1-1	生産者、卸売業者、大型小売業者等に、物資の保管および放出準備等を要請し、物資の調達体制を確保する	
10	給食センター部は、応急給食の実施体制を確保する	10-1	給食センター班は、応急給食の準備を行う	10-1-1	応急給食のための要員、資機材、運搬手段等を確保する	
11	健康福祉部は、医療・助産対策を実施する	11-1	健康増進班は、警戒宣言発令を周知する	11-1-1	各医療機関に警戒宣言発令を伝達し、医師等の職員および外来、入院患者等に対して周知するよう要請する	
				11-1-2	各医療機関に防災処置の実施を要請する	S3-1-02-10 病院（診療所）防災措置
		11-2	健康増進班は、医薬品等の確保体制を確保する	11-2-1	製薬業者等に、医薬品等の保管および放出準備等を要請する	
12	水道環境部は、清掃対策の準備を行う	12-1	環境衛生班は、ごみまたはし尿の収集運搬体制を確保する	12-1-1	本部職員と委託ごみ収集業者をもって、清掃班を編成する準備を行う	
				12-1-2	ごみまたはし尿収集のための車両の確保を準備する	
		12-2	環境衛生班は、仮設トイレ設置のための準備を行う	12-2-1	仮設トイレ設置のための資機材の調達準備を行う	
13	健康福祉部は、防疫のための準備を行う	13-1	健康増進班は、防疫用資機材、防疫薬剤等の確保体制を確保する	13-1-1	協力業者に、防疫用資機材、防疫薬剤等の保管および放出準備等を要請する	

部		班		業務内容		摘要
14	防災安全部は、帰宅困難者対策を実施する	14-1	防災安全班は、帰宅困難者を支援する	14-1-1	安否確認の支援、被害情報の伝達、避難所の提供等、帰宅のための支援を行う	

M1-03-01　要員の動員・確保

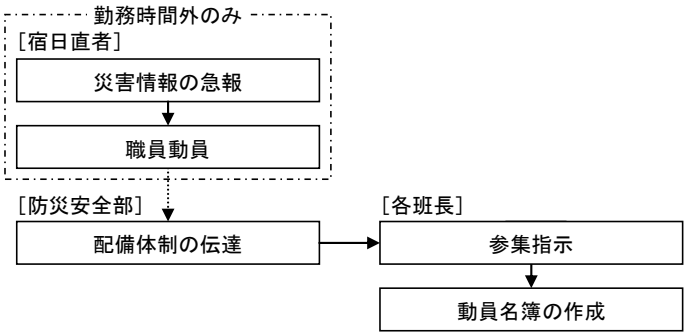

部		班		業務内容		摘要
勤務時間内						
1	防災安全部は、配備体制情報を伝達する	1-1	防災安全班は、各班長に配備体制情報を伝達する	1-1-1	各班長に配備体制を伝達する	
				1-1-2	ちゃっとメール・庁内放送により配備体制情報を伝達する	S3-1-03-02 職員動員の伝達系統
2	各部長は、職員を動員する	2-1	各班長は、配備対象職員に参集を指示する			
		2-2	各班長は、参集状況を把握する			
		2-3	各班長は、防災安全班に、動員状況を報告する			
勤務時間外						
3	防災安全部は、配備体制情報を伝達する	3-1	宿日直者は、町長、参事、防災安全室長に、災害の情報を急報する			
		3-2	宿日直者は、町役場に近い職員、関係職員等を、電話等により動員する			
		3-3	宿日直者は、職員及び消防団員の出動を要する場合、防災行政無線またはサイレン作動による処置をとる			
		3-4	防災安全班は、各班長に配備体制情報を伝達する	3-4-1	各班長に配備体制を伝達する	
4	各部長は、職員を動員する	4-1	各班長は、配備対象職員に参集を指示する			S3-1-03-02 職員動員の伝達系統
		4-2	各班長は、参集状況を把握する			
		4-3	各班長は、防災安全班に、動員状況を報告する			

M1-03-02　災害労務対策

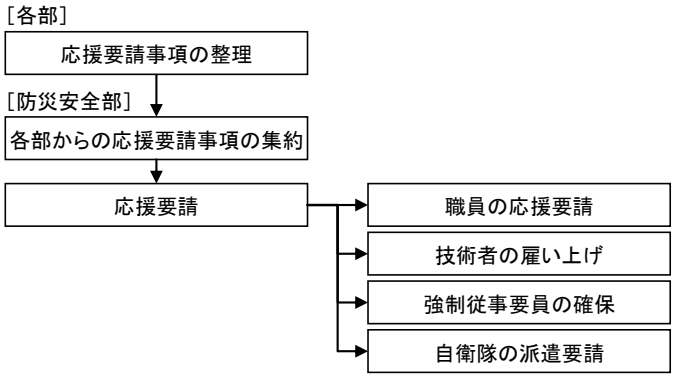

部		班		業務内容		摘要
1	各部は、職員の応援要請事項を整理する	1-1	各班は、班内で必要な応援要請事項（作業内容、所要人数、期間等）を整理する			
		1-2	各班は、行政班に応援要請事項を報告する			
2	総務部は、職員の応援を要請する	2-1	行政班は、職員の応援を要請する	2-1-1	各班から収集した必要な応援要請事項を集計、整理する	
				2-1-2	県支部総務班、他市町村等に、職員の応援を要請する	
3	各部は、技術者等の雇い上げにより要員を確保する	3-1	各班は、技術者等を雇い上げる	3-1-1	各班長は、技術者の雇い上げが必要な場合、本部員に報告し、許可を得る	
				3-1-2	各班長は、担当業務の技術者を雇い上げる	
		3-2	各班は、技術者従事状況を記録し、関係機関に報告する	3-2-1	各班長は、技術者従事記録（労務者出役表、賃金台帳）を作成する	様式1号 労務者出役表 様式2号 賃金台帳
				3-2-2	各班長は、救助日報を作成し、県支部救助班に報告する	様式3号 救助日報
4	総務部は、技術者等の強制従事により要員を確保する	4-1	行政班は、従事命令・協力命令を発令する	4-1-1	要員が不足し、技術者等の雇い上げでも不足した場合、従事命令・協力命令を発令する	S3-1-03-03 強制従事命令による要員確保 様式4号 災害救助法による従事命令書 様式5号 災害救助法による従事命令書の取消令書 様式6号 災害対策基本法による従事協力命令書

部		班		業務内容		摘要
						様式7号 災害対策基本法による従事協力命令の変更命令書 様式8号 災害対策基本法による従事協力命令の取消命令書 様式9号 災害救助法による扶助金支給申請書 様式10号 実費弁償請求書 様式11号 災害対策基本法による損害補償費支払請求書
5	防災安全部は、自衛隊の派遣を要請する	5-1	防災安全班は、自衛隊の派遣要請を検討する	5-1-1	自衛隊の派遣要請に必要な事項を整理する	
		5-2	防災安全班は、本部長に自衛隊の派遣要請を具申する			
		5-3	防災安全班は、自衛隊の派遣を要請する	5-3-1	県本部長に自衛隊災害派遣要請を依頼する	S3-1-06-02 自衛隊派遣要請方法 S3-1-06-03 自衛隊派遣要請窓口 様式13号 災害派遣要請依頼書
		5-4	防災安全班は、自衛隊の受け入れ体制を確保する	5-4-1	通信連絡網を整備し、情報交換が実施できる状態を確保する	
				5-4-2	他の災害救助復旧機関との役割分担を行い、自衛隊の作業計画を策定する	
				5-4-3	派遣部隊の活動拠点の候補地を選定する	
				5-4-4	派遣部隊の宿泊施設または野営施設を準備し、駐車場を確保する	
				5-4-5	県本部警察部と協議し、警察に派遣部隊の先導を依頼する	
6	防災安全部は自衛隊の撤収を要請する	6-1	防災安全班は、自衛隊の撤収を検討する	6-1-1	自衛隊の撤収要請に必要な事項を整理する	様式14号 自衛隊の撤収要請依頼書
		6-2	防災安全班は、本部長に自衛隊の撤収要請を具申する			

M1-04-01　情報収集・連絡体制

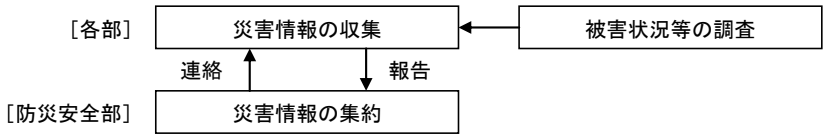

部		班		業務内容		摘要
1	各部は、情報を収集・報告する	1-1	各班は、異常現象等の情報を収集する			S3-1-04-01 被害状況の調査責任者
		1-2	各班は、防災安全部、消防機関、水防機関に、異常現象を通報する			
		1-3	各班は、被害状況及び災害応急対策実施状況を調査し、とりまとめる			
		1-4	各班は、防災安全班に、とりまとめた情報を報告する			
2	防災安全部は、各種情報を収集し、各部に連絡する	2-1	防災安全班は、情報を収集する	2-1-1	各部を通じて得た情報を集約する	S3-1-04-02 被害情報等の収集
				2-1-2	気象庁及び岐阜地方気象台等との連絡等により、気象状況、地震情報等を受理する	
				2-1-3	庁舎に設置されている雨量計及び管内の雨量観測実施機関の協力によって、異常気象状況を把握する	
				2-1-4	国土交通省丸山ダム管理所を通じて、ダム操作状況を収集する	
		2-2	防災安全班は、各種情報を連絡する	2-2-1	収集した情報を、事項を所管する担当部長および班長に連絡する	
				2-2-2	町行政防災無線（同報系）により、住民に必要な情報（気象警報、異常現象、地震予知情報等）を周知する	S3-1-04-03 警報等の伝達系統 S3-1-04-04 地震情報・震度情報の伝達系統
		2-3	防災安全班は、即時報告（災害速報）を実施する	2-3-1	即時報告をとりまとめる	
				2-3-2	住民若しくは関係機関からの情報、災害防護応急措置等についての情報を整理する	
				2-3-3	県支部総務班に、整理した情報を通報する	
3	各部は、被害状況を調査、報告する	3-1	課税班は、住家等の一般被害状況を調査、報告する	3-1-1	調査員に調査結果及び避難を指示する	様式25号 住家等一般被害状況報告書 S3-1-04-05 住家等の一般被害状況調査方法

部		班		業務内容		摘要
				3-1-2	被害状況を判定する	S3-1-04-06　被害程度の判定の基準
				3-1-3	調査結果をとりまとめ、本部室、県支部総務班に報告する	
		3-2	福祉班は、社会福祉施設等被害状況を調査、報告する	3-2-1	施設管理者の協力を得て被害状況を調査する	S3-1-04-06　被害程度の判定の基準
				3-2-2	各施設管理者が作成した報告書を集計し、本報告を作成する	様式27号 社会福祉施設等災害対応(休所･避難)状況報告書兼社会福祉施設等被害状況等報告書
				3-2-3	県支部救助班、県本部健康福祉政策班に報告書を提出する	
		3-3	健康増進班・上下水道班は、医療衛生、水道施設被害状況を調査、報告する	3-3-1	関係機関の協力を得て被害状況を調査する	
				3-3-2	調査結果をとりまとめ、報告書を作成する	様式29号 医療衛生施設被害状況等報告書
				3-3-3	県支部保健班に報告書を提出する	
		3-4	商工観光班は、商工業及び観光施設被害状況を調査、報告する	3-4-1	商工会その他関係団体と協力して被害状況を調査する	S3-1-04-07 商工業・観光施設の被害状況調査方法
				3-4-2	調査結果をとりまとめ、報告書を作成する	様式31号 商工業関係被害状況等報告書
				3-4-3	県支部商工班に報告書を提出する	
		3-5	農林班・農林業振興班は、農林業関係被害状況を調査、報告する	3-5-1	各地区別に調査員を派遣し、関係団体の協力を得て被害状況を調査する	S3-1-04-08 農業の被害状況調査方法 S3-1-04-09 林業の被害状況調査方法
				3-5-2	調査結果をとりまとめ、報告書を作成する	様式42号 災害状況報告・中間調査報告・確定（詳細）調査報告（被害状況即報）
				3-5-3	報告書を県支部農林班または県支部林政班に提出する	
		3-6	管理班は、公営住宅の被害	3-6-1	公営住宅の被害状況を調査する	

部		班		業務内容		摘要
			状況を調査、報告する	3-6-2	調査結果をとりまとめ、報告書を作成する	様式42号 災害状況報告・中間調査報告・確定（詳細）調査報告（被害状況即報）
				3-6-3	県支部土木班に、調査結果を報告する	
		3-7	道路河川班・上下水道班は、土木施設関係被害状況を調査、報告する	3-7-1	被害区域に調査員を派遣し、県支部土木班員と共同して被害状況を調査する	
				3-7-2	調査結果をとりまとめ、報告書を作成する	様式33号 土木施設被害状況報告書 様式34号 都市施設被害状況報告書
				3-7-3	本部室及び県支部土木班に調査結果を報告する	
		3-8	教育部各班は、教育関係施設被害状況を調査、報告する	3-8-1	町の施設及び文化財の被害状況を調査する	S3-1-04-10 教育関係施設の被害程度判定及び用途別区分の基準等
				3-8-2	調査結果をとりまとめ、報告書を作成する	様式35号 教育・文化関係被害状況等報告書
				3-8-3	本部室及び県支部教育班に調査結果を報告する	
		3-9	管財班は、町有財産被害状況を調査、報告する	3-9-1	庁舎、その他物品の被害状況を調査する	
				3-9-2	調査結果をとりまとめ、報告書を作成する	様式36号 町有財産被害状況等報告書
				3-9-3	本部室に調査結果を報告する	

M1-05-01　災害広報

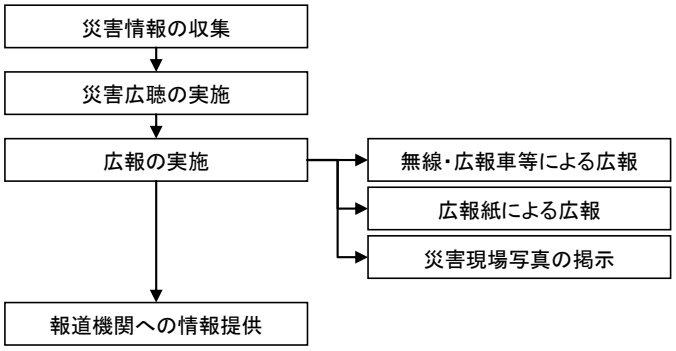

部		班		業務内容		摘要
1	総務部は、災害情報を収集する	1-1	情報政策班は、災害情報を収集する	1-1-1	広報資料を収集する	
				1-1-2	広報すべき災害情報を整理する	S3-1-05-01 広報内容
		1-2	情報政策班は、災害広聴を実施する	1-2-1	住民の所望を把握する	
				1-2-2	住民の所望を整理し、速報を作成、配布する	
				1-2-3	被災住民の災害復旧等に対する災害相談に応じる	
				1-2-4	各部局の対策等を検討する	
2	健康福祉部は、住民の安否情報を提供する	2-1	福祉班は、住民の安否情報を収集し、安否照会に対応する	2-1-1	各避難所単位で住民の安否情報を収集する	
				2-1-2	安否照会のための専用電話、専用窓口を設置し、住民等からの安否照会に対応する	
3	総務部は、広報を実施する	3-1	情報政策班は、広報を実施する	3-1-1	防災行政無線（同報系）、CCNet、広報車、「広報やおつ」特集号等により、広報を実施する	S3-1-05-02 災害警備広報
				3-1-2	自治会等を通じて、住民に広報を実施する	
		3-2	情報政策班は、災害現場写真を掲示する	3-2-1	災害現場写真を撮影する	
				3-2-2	災害現場写真を収集する	
				3-2-3	収集した災害現場写真を町本部等に掲示する	
		3-3	情報政策班は、報道機関に情報を提供する	3-3-1	報道機関への広報内容を整理する	
				3-3-2	報道機関に災害情報を発表する	
				3-3-3	報道機関に災害情報を発表した旨を県本部に報告する	

M1-08-01　災害輸送計画

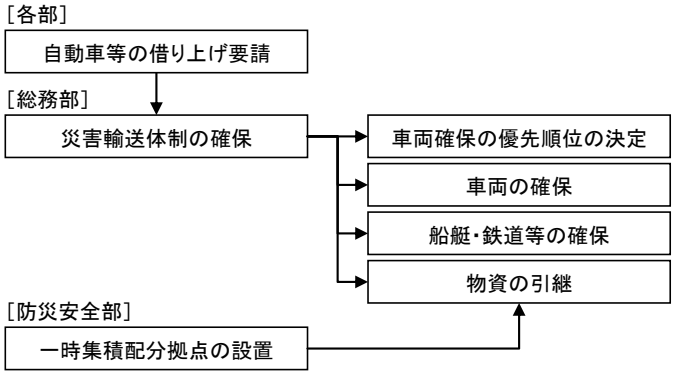

部		班		業務内容		摘要
1	各部は、自動車等の借り上げを要請する	1-1	各班は、管財班に輸送条件（区間、期間、輸送量、台数等）を明示し、車両等の確保を要請する			
2	総務部は、災害輸送体制を確保する	2-1	管財班は、各班への車両確保の優先順位を決定する	2-1-1	輸送の緊急度、輸送条件、保有車両の活動状況を総合定期に掌握し、各班への車両確保の優先順位を決定する	
		2-2	管財班は、災害輸送のための車両を確保する	2-2-1	町本部所属車両、公共団体所有、民間会社の小型車両等の車両を借り上げる	S3-1-08-01 町有車両一覧
				2-2-2	町内において車両が確保できない場合、県支部総務班に応援を要請する	
		2-3	管財班は、自動車による輸送が不可能な場合、車両以外の輸送手段を確保する	2-3-1	船艇所有者から船艇を借り上げる	S3-1-08-02 町有船艇一覧
				2-3-2	鉄道による輸送ができるよう、鉄道会社と協議する	
				2-3-3	強制命令の執行により輸送力を確保できるようにする	S3-1-08-03 強制従事による輸送力確保
3	建設部は、緊急輸送道路を確保する	3-1	道路河川班は、道路の被害状況を把握する	3-1-1	道路パトロールを実施し、道路及び交通の状況を把握する	
				3-1-2	隣接市町村の道路に関する情報を収集する。	
		3-2	道路河川班は、道路の応急復旧作業を実施する	3-2-1	災害により交通に支障がある箇所を把握する	
				3-2-2	障害物の除去等、応急復旧作業を実施する	
		3-3	道路河川班は、交通規制を実施する	3-3-1	道路の損壊、決壊等により、交通が危険な区域または区間を通行禁止にする	

部		班		業務内容		摘要
				3-3-2	住民、運転者等に、交通規制の実施状況を周知する	
		3-4	道路河川班は、必要に応じて緊急通行車両の事前届出制度を実施する			様式15号 緊急通行車両確認証明書 様式16号 標章
4	総務部は、物資の引継を実施する	4-1	行政班は、災害輸送物資の引継を実施する	4-1-1	輸送責任者は、災害輸送車両に同行する	
				4-1-2	輸送責任者は、物資の授受状況を記録する	様式61号 救助用物資引継書
5	防災安全部は、輸送物資の中継拠点を設置する	5-1	防災安全班は、一時集積配分拠点施設を設置する	5-1-1	八百津町B&G海洋センター体育館に一時集積配分拠点を設置する	
				5-1-2	防災担当者、自主防災組織、関係機関等に周知する	
6	総務部は、輸送の実施状況を記録する	6-1	行政班は、輸送の実施状況を記録し、記録簿を作成する	6-1-1	車両使用書、輸送記録簿、救助実施記録日計票、救助の種目別物資受払状況を作成する	様式17号 車両使用書 様式18号 輸送記録簿

M1-08-02　防災ヘリコプターの活用計画

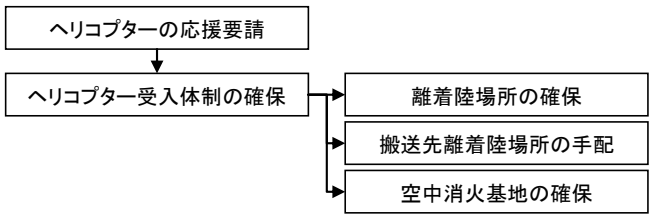

部		班		業務内容		摘要
1	防災安全部は、防災ヘリコプターによる輸送体制を確保する	1-1	防災安全班は、ヘリコプターの応援を要請する	1-1-1	ヘリコプター応援要請の必要性を検討する	
		1-2	防災安全班は、本部長に、ヘリコプター応援要請を具申する			
		1-3	防災安全班は、防災ヘリコプターの受入体制を確保する	1-3-1	離着陸場所を確保し、安全対策を実施する	S2-2-03-03発着可能ヘリポート
				1-3-2	傷病者等の搬送先の離着陸場所・病院等の搬送を手配する	
				1-3-3	空中消火基地を確保する	

M1-10-01　ボランティア活動の支援

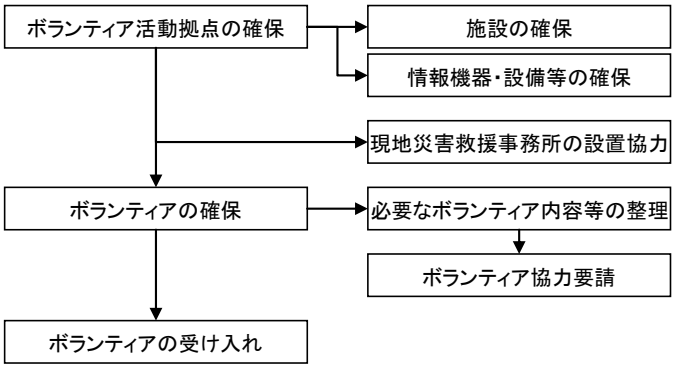

部		班		業務内容		摘要
1	総務部は、ボランティアの受け入れ体制を確保する	1-1	行政班は、ボランティア活動拠点を確保する	1-1-1	活動拠点となる施設を確保する	
				1-1-2	必要な情報機器、設備等を確保する	
		1-2	行政班は、現地災害救援事務所の設置に協力する	1-2-1	県社会福祉協議会による現地災害救援事務所の設置に協力する	
2	総務部は、ボランティアを確保する	2-1	行政班は、ボランティア受け入れのための協力を要請する	2-1-1	町内で必要なボランティアの内容、必要人員を整理する	
				2-1-2	県と連携し、近隣市町村、報道機関に、ボランティア受け入れのための協力を要請する	
		2-2	ボランティアの活動拠点を確保する	2-2-1	ボランティアの活動拠点となる施設を確保する	
				2-2-2	必要な情報機器、設備等を確保する	
		2-3	行政班は、専門ボランティアの派遣先を調整する	2-3-1	専門知識・技術を要するボランティア（専門ボランティア）の派遣先を調整する	
3	各部は、ボランティアを受け入れる					

M2-01-01　消防計画

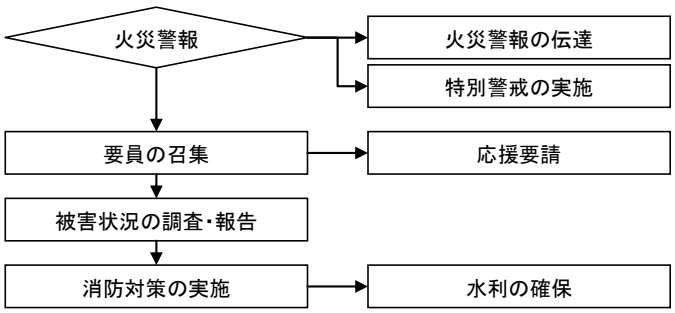

部		班		業務内容		摘要
1	各部は、初期消火を実施する	1-1	各班、自主防災組織等は、出火を発見した場合、消火器やバケツ等による初期消火を実施する			
2	災害救助部は、火災警報時の対策を実施する	2-1	救助班は、火災警報の伝達、周知徹底を実施する	2-1-1	住民に対し、町防災行政無線（同報系）、消防車等により、火災警報の発令・解除、出火等の防止について周知する	様式22号 火災気象通報 S3-2-01-01 出火等の防止措置
				2-1-2	火災警報発令のサイレンを吹鳴する	
		2-2	救助班は、警戒活動を実施する	2-2-1	火災発生に備え待機する	
				2-2-2	異常気象時等、特別警戒を実施する	
3	災害救助部は、要員を確保する	3-1	救助班は、消火等のための要員を招集する	3-1-1	町防災行政無線（同報系）、モーターサイレンの吹鳴、同報無線による音声伝達、移動系無線、電話、ちゃっとメール、伝令員により、要員を招集する	
				3-1-2	サイレンによる召集信号を打鐘する	
				3-1-3	班長は、団員の出動状況を確認し、分団長に報告する	
4	災害救助部は、被害状況等を調査・報告する	4-1	救助班は、被害状況その他調査、報告を実施する	4-1-1	可茂消防事務組合に、被害状況等の情報を報告する（火災月報、火災報告、火災詳細、火災即報）	S3-2-01-02 報告の種別及び報告期 様式21号 火災等即報
5	災害救助部は、火災対策を実施する	5-1	救助班は、水道の断減水、自然水利の減水時の処置を実施する	5-1-1	自然水利等の巡回点検により水利確保に努め、中継等による防御、水利の統制を行う	
				5-1-2	町防災行政無線（同報系）、消防車等により防火PRを実施する	
6	災害救助部は、応援要員を派遣する	6-1	救助班は、他市町村等を応援する	6-1-1	相互応援協定を締結している市町村等から応援要請があった場合、所要の機械器具、人員等の派遣を指示する	S3-1-06-01　防災関係協定書・覚書一覧

部		班		業務内容		摘要
7	災害救助部は、関係機関と協議する	7-1	救助班は、警察機関との協議を実施する	7-1-1	犯罪のおそれや交通に支障がある事項、火災鎮火後の処理、火災発生原因の調査等の事項について、警察機関と協議する	

M2-02-01　水防計画

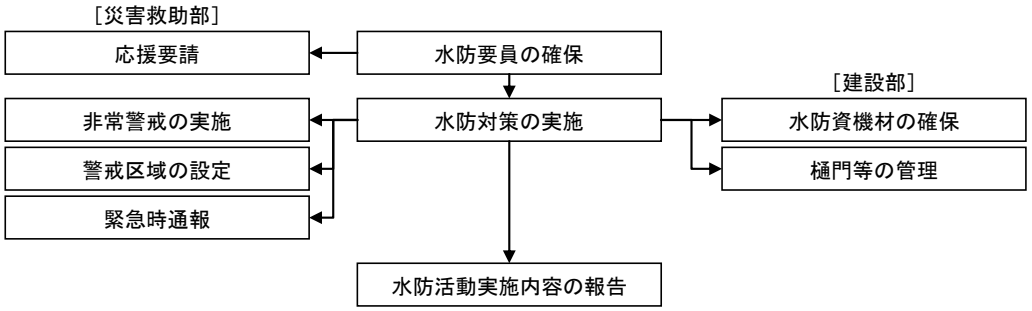

部		班		業務内容		摘要
1	災害救助部は、水防要員を確保する	1-1	救助班は、消防班を通じ、消防団の出動を要請する	1-1-1	消防団の出動が必要な場合、建設部長を通じて本部長に報告する	
				1-1-2	消防班を通じ、消防団長に消防団の出動を要請する	
		1-2	救助班は、応援要請を実施する	1-2-1	水防活動要員や水防資機材等が確保できない場合、必要な人員数、物資名、数量、携行品等を検討する	
				1-2-2	消防班、道路河川班と協議し、県支部土木班、隣接市町村に、水防活動要員や水防資機材等の応援またはあっ旋等を要請する	
2	建設部は、水防対策を実施する	2-1	道路河川班は、水防上の警報、注意報を受信した場合、必要な措置を講じる	2-1-1	道路河川班員を待機させる	S3-2-02-01 水防に関する配備体制 S3-2-02-02 丸山ダム洪水調節のための放流時の体制
				2-1-2	消防団長と協議する	
				2-1-3	水防資機材を確保する	
		2-2	道路河川班は、樋門等を管理する	2-2-1	必要に応じて樋門等を閉鎖する	
				2-2-2	用水取入口等の門扉を閉鎖した場合、各自治会に連絡する	
3	災害救助部は、水災対策を実施する	3-1	救助班は、非常警戒を実施する	3-1-1	消防団員は、被害箇所等を巡回し、異常を確認する	S3-2-02-03 非常警戒の巡回時の留意点
				3-1-2	消防団員は、異常発見時、建設部長、県支部土木班長にと協議し、対策を講じる	
		3-2	救助班は、警戒区域を設定する	3-2-1	消防団長は、警戒区域を設定する	
				3-2-2	消防団長は、関係者以外の立ち入りを禁止または制限する	
				3-2-3	消防団長は、当該区域内の居住者等を水防活動に従事させる	
		3-3	救助班は、緊急時に通報する	3-3-1	消防団長は、堤防その他の施設が決壊した場合、本部長に報告する	

部		班		業務内容		摘要
				3-3-2	消防団長は、洪水等により住民の生命が危険と認められるときは、本部長に報告する	
4	災害救助部は、活動実施内容を報告する	4-1	救助班は、水防活動の実施内容を報告する	4-1-1	消防団長は、道路河川班に、水防実施報告書、使用資材費内訳を水防活動完了時に提出する	様式23号 水防実施報告書 様式24号 使用資材費内訳

M2-04-01　雪害対策計画

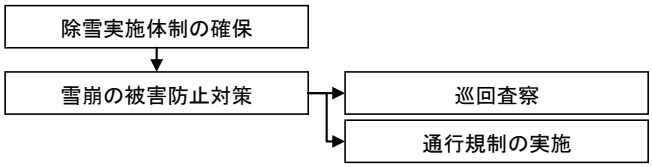

部		班		業務内容		摘要
1	建設部は、雪害対応・被害防止策を実施する	1-1	道路河川班は、除雪実施体制を確保する	1-1-1	指定積雪量観測点で、積雪量を観測する	S3-2-04-01　指定積雪量観測点
				1-1-2	積雪量に応じて除雪実施体制（平常体制、警戒体制、緊急体制、特別体制）を判断する	S3-2-04-02　降積雪による対策本部体制
				1-1-3	県支部土木班に、降雪・除雪等に関する情報の収集・連絡・広報を実施する	S3-2-04-03　降雪・除雪等に関する情報の連絡系統
		1-2	道路河川班は、雪崩による被害を防止する	1-2-1	雪崩の発生が予想される箇所の巡回査察を行う	
				1-2-2	通行規制等の措置を講じ、雪崩の危険箇所に標示板旗等による標示を行う	
				1-2-3	住民に対する周知徹底を図る	

M2-07-01　り災者救出計画

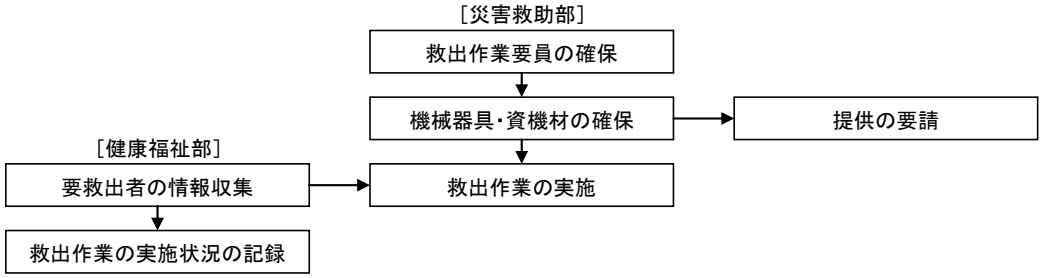

部		班		業務内容		摘要
1	災害救助部は、救出作業を実施する	1-1	消防団は、要員を確保する	1-1-1	救出作業のための要員が不足する場合、本部職員、奉仕団員等を動員派遣、または技術者を動員（雇い上げ）する	S3-2-07-01 救出対象者
		1-2	消防団は、機械器具及び資材の提供を要請する	1-2-1	救出に必要な機械器具及び資材の提供を要請する	
				1-2-2	町内での必要な機械器具及び資材の確保が困難な場合、県支部総務班に応援等の要請をする	
		1-3	消防団は、救出作業を実施する			S3-2-07-02 災害救助法による被災者救出の実施基準
		1-4	消防団は、福祉班に、救出作業の状況、資器材の使用状況を報告する			
2	各部は、要救出者に関する情報を提供する	2-1	各班は、福祉班に、救出を要するり災者に関する情報を通報する			
3	健康福祉部は、情報をとりまとめる	3-1	福祉班は、情報を収集する	3-1-1	救出を要するり災者に関する情報を収集する	
				3-1-2	消防署、県支部警察班、関係機関に、り災者に関する情報を提供する	
		3-2	福祉班は、救出作業の対策を検討する	3-2-1	防災安全部との協議により、救出作業の対策を検討する	
4	健康福祉部は、救出作業の実施状況を記録する	4-1	福祉班は、救出作業の実施状況を記録し、記録簿を作成する	4-1-1	救助実施記録日計票、救助の種目別物資受払状況、り災者救出状況記録簿を作成する	様式53号 救助実施記録日計票 様式54号 救助の種目別物資受払状況 様式69号 り災者救出状況記録簿

M3-03-01　ライフライン施設の応急対策

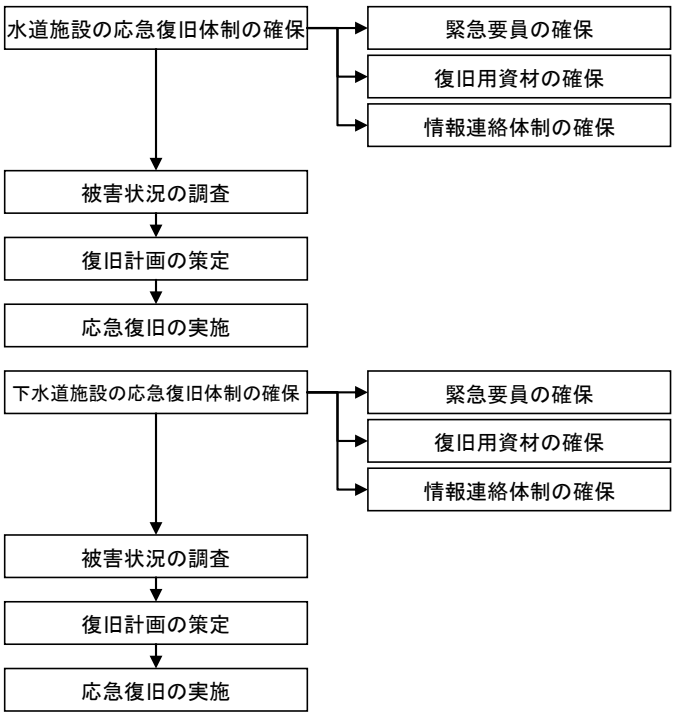

部		班		業務内容		摘要
1	水道環境部は、水道施設の応急復旧対策を実施する	1-1	上下水道班は、水道施設の応急復旧実施体制を確保する	1-1-1	緊急要員を確保する	
				1-1-2	復旧用資材を確保する	
				1-1-3	情報連絡体制を確保する	
		1-2	上下水道班は、被害状況を調査し、復旧計画を策定する	1-2-1	水道施設の被害状況を調査し、給水支障の全容を把握する	
				1-2-2	送・配水系統を配慮した復旧計画を策定する	S3-3-03-01 応急復旧の目標期間の設定
		1-3	上下水道班は、水道施設の応急復旧を実施する	1-3-1	水道施設の応急復旧を実施する	
				1-3-2	水道事業者に、要員、復旧資器材の確保、復旧工事の実施について、応援を要請する	
2	水道環境部は、下水道施設の応急復旧対策を実施する	2-1	上下水道班は、下水道施設の応急復旧実施体制を確保する	2-1-1	緊急要員を確保する	
				2-1-2	復旧用資材を確保する	
				2-1-3	情報連絡体制を確保する	
		2-2	上下水道班は、被害状況を調査し、復旧計画を策定する	2-2-1	下水道施設の被害状況を調査する	
		2-3	上下水道班は、下水道施設の応急復旧を実施する	2-3-1	下水道施設の応急復旧を実施する	S3-3-03-02 下水道施設の災害応急対策
				2-3-2	水道事業者に、要員、復旧資器材の確保、復旧工事の実施について、応援を要請する	

M3-04-01　町立学校関係の対策

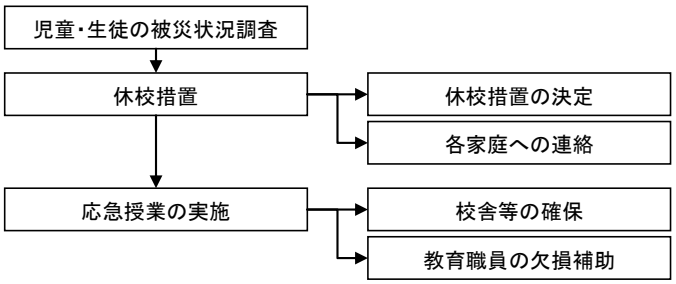

部		班		業務内容		摘要
1	教育部は、被災児童生徒の調査を実施する	1-1	学校教育班は、児童・生徒の被災状況を調査し、報告する	1-1-1	施設責任者の協力を得て、児童・生徒の被災状況を調査する	様式86号 災害により被災した児童生徒数調
				1-1-2	県本部に、調査結果を報告する	
2	教育部は、児童生徒の安全を確保する	2-1	学校班は、宿日直を強化させる	2-1-1	大災害の発生が予想される気象警報発表時、学校における宿日直者を2名以上配置させる	
		2-2	学校班は、休校措置を取る	2-2-1	大災害が発生または発生が予想される気象条件となった場合、休校措置を検討する	
				2-2-2	町本部教育部長と協議し、休校措置を決定する	
				2-2-3	防災行政無線等によって、休校の旨を各家庭に連絡する	
3	教育部は、授業を再開させる	3-1	教育総務班は、授業実施のための校舎等施設を確保する	3-1-1	授業実施のため校舎等施設の確保方法を検討する	S3-3-04-01 授業実施のための校舎等施設の確保
				3-1-2	授業の実施が困難な場合、隣接学校その他公共的施設の管理者に、施設利用の応援を要請する	S3-3-04-02 校舎等施設確保のための応援要請事項
		3-2	学校班は、教育職員の欠損を補う	3-2-1	災害により教育職員に欠損が生じた場合、学校内操作、応援要請等により確保する	S3-3-04-03 教育職員欠損時の確保方法
		3-3	学校班は、応急授業を実施する	3-3-1	災害に伴う被害程度によって、応急授業を実施する	S3-3-04-04 応急授業実施時の留意点 S3-3-04-05 学校その他文教施設の清掃の留意点

M3-04-02　学校保健の対策

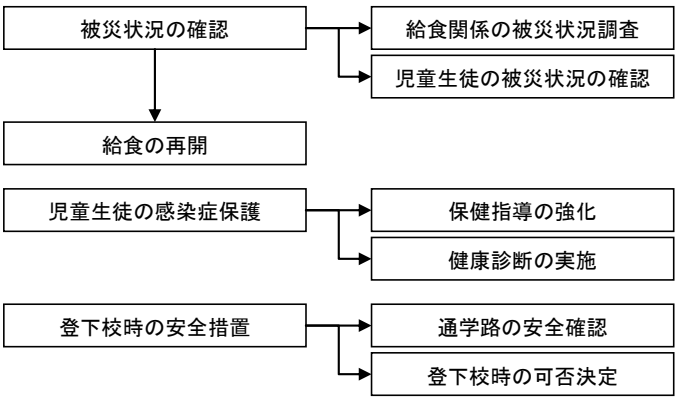

部		班		業務内容		摘要
1	教育部は、給食を再開させる	1-1	学校教育班は、給食の被害状況を調査する	1-1-1	給食関係の被害状況を掌握する	
				1-1-2	学校給食用物資被害状況報告書を作成する	様式83号 学校給食用物資被害状況報告書
				1-1-3	調査結果を県支部教育班に報告する	S3-3-04-06 給食関係被害調査結果の報告の系統
		1-2	学校教育班は、災害に伴う準要保護児童、生徒給食補助のための調査を実施する	1-2-1	小中学校児童生徒の属する世帯の被害状況を調査する	
				1-2-2	児童生徒被災状況報告書を作成する	様式84号 児童生徒被災状況報告書
				1-2-3	調査結果を県支部教育班に報告する	S3-3-04-06 給食関係被害調査結果の報告の系統
		1-3	学校教育班は、給食を実施する	1-3-1	授業が再開した場合、給食センター部に、給食の開始を指示する	S3-3-04-07 給食実施時の留意点
2	教育部は、児童生徒を保護する	2-1	学校班は、児童生徒を感染症等から保護する	2-1-1	生徒の保健指導を強化する	
				2-1-2	感染症の恐れがある場合、臨時に健康診断を行う	
				2-1-3	感染症が集団発生した場合、県支部保健班、県本部、学校医等と連絡を取り、防疫措置を取る	S3-3-04-08 防疫実施時の留意点
3	教育部は、児童生徒の安全措置を講じる	3-1	学校班は、登下校時の安全を確保する	3-1-1	地域やその時の状況判断により、登下校の可否を決定する	
				3-1-2	通学路の安全を確認し、家庭との連絡を取りながら、小集団で下校するように指示する	

M3-04-03　文化財・その他文教関係の対策

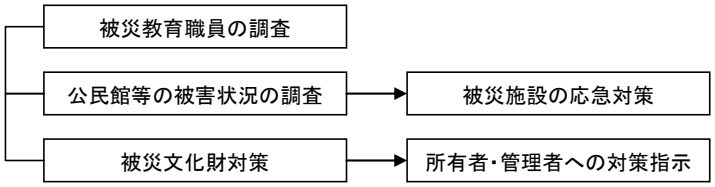

部		班		業務内容		摘要
1	教育部は、被災教育職員を調査する	1-1	生涯学習班は、被災教育職員を調査・報告する	1-1-1	災害の発生に伴い被害を受けた教育職員を調査する	
				1-1-2	公立学校共済組合員被害状況報告書を作成する	様式90号 公立学校共済組合員被害状況報告書
				1-1-3	調査結果を、県支部に報告する	
2	教育部は、公民館等の施設の対策を実施する	2-1	生涯学習班は、公民館等の施設の被害状況を調査・報告する	2-1-1	公民館・社会教育施設等に災害が発生した場合、教育・文化関係被害状況等報告書を作成する	様式35号 教育・文化関係被害状況等報告書
				2-1-2	被害状況を県支部に報告する	
		2-2	生涯学習班は、応急対策を実施する	2-2-1	被災施設の応急対策を実施する	
3	教育部は、文化財の対策を実施する	3-1	生涯学習班は、被災文化財の対策を指示する	3-1-1	町教育委員会委員等の意見を参考にして対策を検討する	S3-3-04-09 指定文化財一覧
				3-1-2	被災文化財の対策を所有者・管理者等に指示・指導する	

M3-05-01　その他公共施設等対策

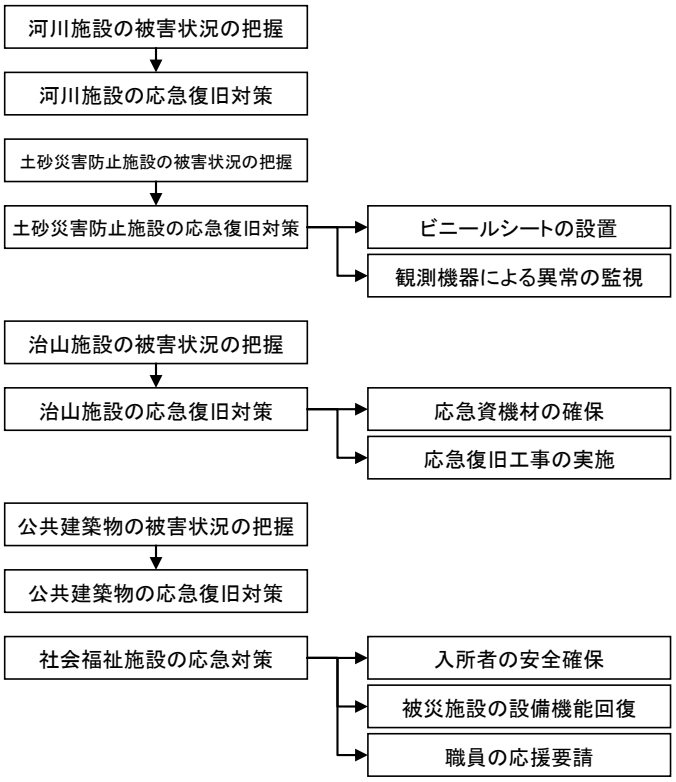

部		班		業務内容		摘要
1	建設部は、河川施設の応急対策を実施する	1-1	道路河川班は、被害状況を把握する	1-1-1	河川、ダム管理者は、施設の点検を行い、被害状況を把握する	
		1-2	道路河川班は、応急対策を実施する	1-1-2	堤防施設等に被害がある場合、被害状況に応じた応急対策を実施する	
2	建設部は、土砂災害防止施設の応急対策を実施する	2-1	道路河川班は、被害状況を把握する	2-1-1	がけ崩れ、地すべりが発生した危険箇所の住民に対して、警戒避難体制をとるよう通知する	
		2-2	道路河川班は、応急対策を実施する	2-2-1	クラック、滑落のある箇所にビニールシートを覆う等、応急措置を行う	
				2-2-2	観測機器を設置し、異常の発生を監視する	
3	建設部、産業部は、治山施設の応急対策を実施する	3-1	農林班、農林業振興班は、被害状況を把握する	3-1-1	林地崩壊、治山施設の被害状況及び余震、降雨等により二次被害の発生のおそれのある箇所を把握する	
		3-2	農林班、農林業振興班は、応急対策を実施する	3-2-1	建設業協会、建設業者、森林組合等に、応急資材の確保、出動等を要請する	
				3-2-2	地域で確保できる簡易な資材の活用を考慮し、応急資材を確保する	
				3-2-3	二次被害の恐れが高い箇所において、応急復旧工事を実施する	

部		班		業務内容		摘要
4	各公共建築物の施設管理者は、施設の応急対策を実施する	4-1	被災建築物応急危険度判定士等に、被害状況等の調査を依頼する			
		4-2	施設機能の応急対策を実施する			S3-3-05-01　施設機能の応急対策
5	社会福祉施設管理者は、災害時要援護者対策を実施する	5-1	入所者の安全を確保する			
		5-2	被災した施設及び設備の機能の回復を図る			
		5-3	施設職員が不足する場合、町本部に応援を要請する			

M3-06-01　防疫・保健衛生対策

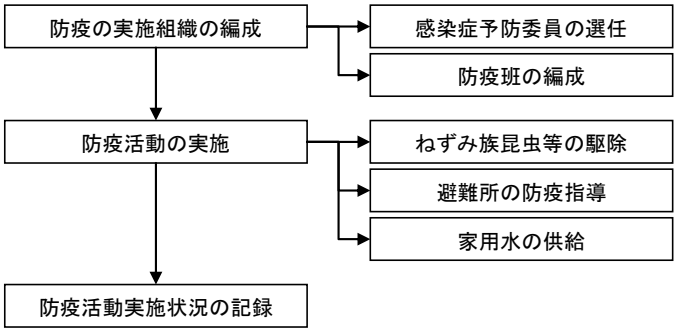

部		班		業務内容		摘要
1	健康福祉部は、防疫の実施組織を構成する	1-1	健康増進班は、感染症予防委員を選任する	1-1-1	災害防疫実施のための組織として、感染症予防委員を選任する	S3-3-06-01 感染症予防委員の選任
				1-1-2	感染症予防委員を選任する	
		1-2	健康増進班は、防疫班を編成する	1-2-1	防疫実施のための防疫班を編成する	S3-3-06-02 防疫班の編成
2	健康福祉部は、防疫対策を実施する	2-1	健康増進班は、ねずみ族昆虫等を駆除する	2-1-1	ねずみ族昆虫等を駆除する	S3-3-06-03 ねずみ族昆虫等の駆除手順
		2-2	健康増進班は、避難所の防疫指導を実施する	2-1-2	県本部防疫関係職員の指示を受け、施設管理者を通じて自治組織を編成させ、避難所の防疫活動を実施する	S3-3-06-04 消毒方法の基準
3	水道環境部は、水道の防疫対策を実施する	3-1	上下水道班は、生活用水の防疫活動を実施する	3-1-1	生活用水の供給を行う	S3-3-06-04 消毒方法の基準
4	健康福祉部は、報告する	4-1	健康増進班は、県本部に、防疫に関する報告を実施する	4-1-1	県支部保健班に、防疫に関する情報を報告する	様式29号 医療衛生施設被害状況等報告書
				4-1-2	県支部保健班に、災害防疫に関する所要見込み額を報告する	様式78号 災害防疫経費所要額調
				4-1-3	県支部保健班に、防疫活動の終了を報告する	様式79号 災害防疫業務完了報告書
5	健康福祉部は、諸記録を作成する	5-1	健康増進班は、諸記録を整備、保管する	5-1-1	防疫に関する諸記録を作成する	様式77号 防疫活動状況報告書 様式78号 災害防疫経費所要額調
				5-1-2	防災安全班に、防疫に関する状況を、救助日報により報告する	様式3号 救助日報

M3-07-01　廃棄物・し尿処理対策

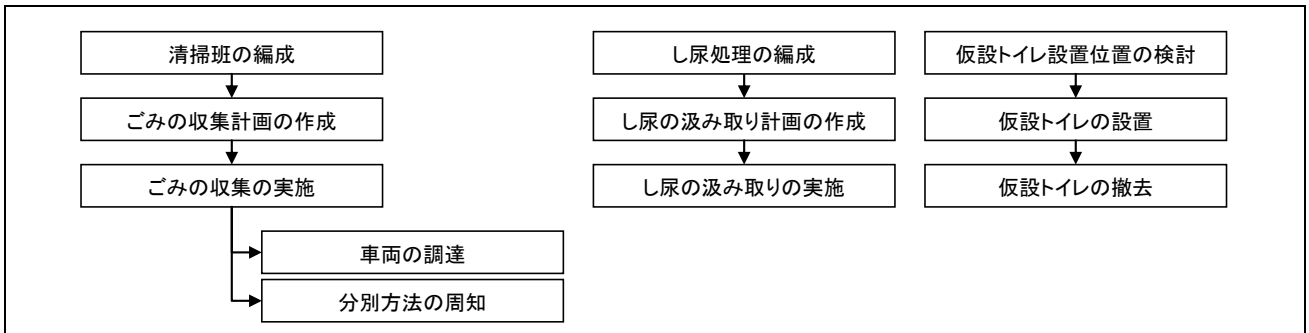

部		班		業務内容		摘要
1	水道環境部は、ごみの収集を実施する	1-1	環境衛生班は、清掃班を編成する	1-1-1	本部職員と委託ごみ収集業者をもって、清掃班を編成する	
		1-2	環境衛生班は、ごみの収集計画を検討する	1-2-1	清掃班は、ごみの処分方法、処分場所、ごみ収集順序を検討する	S3-3-07-01 収集順序決定の留意点
		1-3	環境衛生班は、ごみの収集を実施する	1-3-1	清掃班は、車両が不足する場合、委託業者からトラック等を調達する	
				1-3-2	清掃班は、被災地域の住民に、分別収集の方法等を周知する	
				1-3-3	清掃班は、ごみの収集・処分を実施する	S3-3-07-02 ごみの処分手順
2	水道環境部は、し尿処理を実施する	2-1	環境衛生班は、し尿処理班を編成する	2-1-1	本部職員と委託し尿汲取業者をもって、し尿処理班を編成する	
		2-2	環境衛生班は、し尿の汲取計画を検討する	2-2-1	し尿処理班は、し尿の汲取順序を検討する	S3-3-07-01 収集順序決定の留意点
		2-3	環境衛生班は、し尿の汲取を実施する	2-3-1	し尿処理班は、し尿の汲取を実施する	S3-3-07-03 し尿の汲取手順
3	水道環境部は、仮設トイレを設置する	3-1	環境衛生班は、仮設トイレを設置する	3-1-1	仮設トイレの設置位置を検討する	
				3-1-2	仮設トイレを設置する	S3-3-07-04 仮設トイレの設置手順
		3-2	環境衛生班は、仮設トイレを閉鎖する	3-2-1	仮設トイレを消毒する	
				3-2-2	仮設トイレを撤去する	
4	産業部は、死亡獣畜処理を実施する	4-1	農林業振興班は、牛・豚等の遺体処理を行う			
5	健康福祉部は、埋葬遺体の処理を実施する	5-1	福祉班は、墓地の流失等により漂流した埋葬遺体を処理する			
6	水道環境部は、報告する	6-1	環境衛生班は、清掃等応急対策が完了した場合、県本部に報告する	6-1-1	清掃等応急対策が完了した場合、各種様式を作成する	様式80号 廃棄物処理施設被害状況の報告について 様式81号 災害廃棄物処理事業の報告について
				6-1-2	県支部総務班を通じて、県本部に各種様式を提出する	

M3-09-01　遺体の保護・処理・埋葬

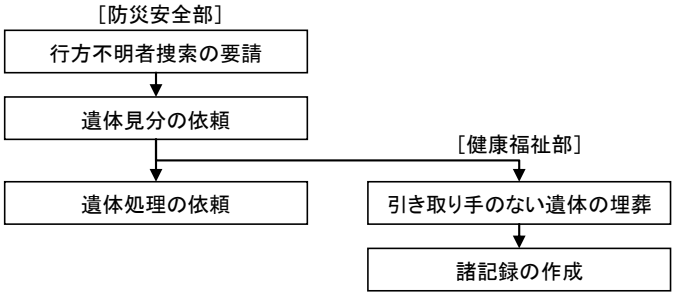

部		班		業務内容		摘要
1	防災安全部は、行方不明者の捜索を要請する			1-1-1	警察官、消防団員、地元協力者等に、行方不明者の捜索を要請する	S3-3-09-01 行方不明者の捜索の流れ
				1-1-2	災害条件等により、町本部において遺体の捜索ができない場合、県支部総務班に、応援を要請する	S3-3-09-02 応援要請時に明示する事項
2	防災安全部は、遺体の見分・処理を実施する	2-1	防災安全班は、遺体の見分を依頼する	2-1-1	遺体の発見をした場合、県支部警察班に連絡する	
				2-1-2	県支部警察班に、遺体の見分を依頼する	
		2-2	防災安全班は、遺体の処理を依頼する	2-2-1	遺体の処理場所を確保する	
				2-2-2	医療班等に、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を依頼する	
				2-2-3	他機関所属の医療班に、応援を要請する	
3	健康福祉部は、遺体を埋葬する	3-1	福祉班は、引き取り手のない遺体を埋葬する	3-1-1	葬祭業者に、引き取り手のない遺体の応急的な埋葬を依頼する	S3-3-09-03 埋葬の実施の留意点
4	健康福祉部は、諸記録を作成する	4-1	福祉班は、諸記録を整備、保管する	4-1-1	遺体の保護に関する諸記録を作成する	様式70号 遺体捜索状況記録簿 様式71号 遺体捜索機械器具修繕簿 様式72号 遺体処理台帳 様式73号 遺体及び所持品引取書 様式74号 死亡診断書(死体検案書) 様式75号 埋葬台帳
				4-1-2	防災安全班に、遺体の保護に関する状況を、救助日報により報告する	様式3号 救助日報

M4-01-01　医療・助産計画

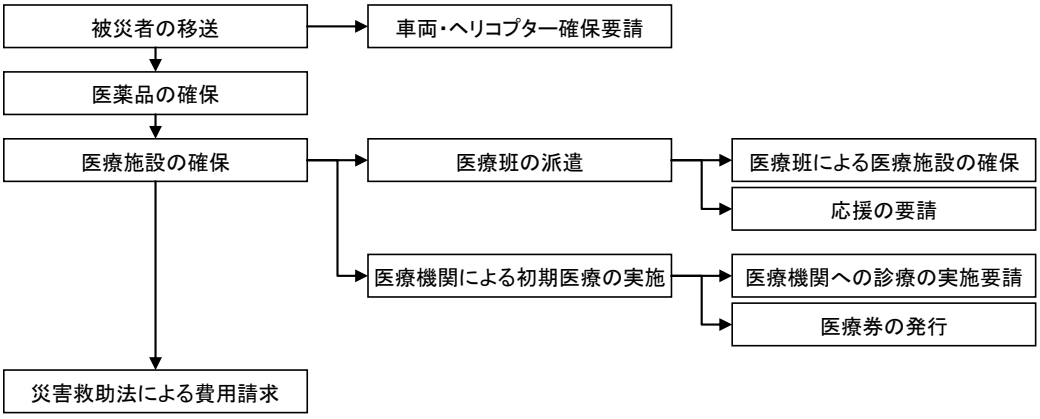

部		班		業務内容		摘要
1	健康福祉部は、被災者を移送する	1-1	健康増進班は、被災者を医療施設に移送する	1-1-1	医療施設へ収容する必要がある被災者に関する情報を収集する	
				1-1-2	防災安全班に、救助に適当な医療収容施設への移送のための車両またはヘリコプターの確保を要請する	
2	健康福祉部は、医薬品・衛生材料を確保する	2-1	健康増進班は、必要な医薬品等を把握する	2-1-1	病院等から医薬品等の調達の要請を受け付ける	
		2-2	健康増進班は、医薬品等を確保する	2-2-1	医療品、衛生材料、医療器具が不足する場合、町内の業者に出荷を要請する	
				2-2-2	医療品、衛生材料、医療器具が町内で確保できない場合、県支部保健班に応援を要請する	
3	健康福祉部は、医療班による医療を実施させる	3-1	健康増進班は、医療班を編成させる	3-1-1	町内の医療関係者をもって、医療班を編成させる	S3-4-01-01 医療班の編成
		3-2	健康増進班は、医療班の診療施設を確保し、初期医療を実施させる	3-2-1	現地・避難所等の周辺に、医療班による診療施設を確保する（適当な施設がない場合は、天幕等により野外に現地救護所を開設する）	
				3-2-2	医療班を現地に出動させ、初期医療に当たらせる	S3-4-01-02 医療及び助産・救助の対象
		3-3	健康増進班は、応援を要請する	3-3-1	医療班の活動が長時間（災害発生後3日以上）に及ぶ場合、県支部保健班に、応援を要請する	
4	健康福祉部は、医療機関による医療を実施させる	4-1	健康増進班は、医療機関を確保し、初期医療を実施させる	4-1-1	町内の医療機関に、診療の実施を要請する	
				4-1-2	町内での医療・助産の実施が困難な場合、県支部保健班及び県本部健康福祉部医療整備班に、応援を要請する	

部		班		業務内容		摘要
		4-2	健康増進班は、生活保護法による医療券を発行する	4-2-1	中濃振興局長に、生活保護法による医療券の発行を要請する	
				4-2-2	医療券の発行を要請するいとまがない場合は連絡票（診療依頼書）等の発行で代替し、その旨を中濃振興局に連絡する	
				4-2-3	医療券（または連絡票）に「災害」と朱書し、直接救助対象者に発行する	
5	健康福祉部は、費用を請求する	5-1	健康増進班は、災害救助法に基づき、医療班費用を請求する	5-1-1	医療班に要した経費請求書を作成し、関係機関を通じて、県本部健康福祉政策班に提出する	S3-4-01-03 費用の基準 様式65号 医療救護班に要した経費請求書
		5-2	健康増進班は、災害救助法に基づき、医療機関費用を請求する	5-2-1	医療機関に、診療報酬明細書（レセプト）の提出を依頼する	
				5-2-2	診療報酬明細書（レセプト）をもとに病院診療所医療実施状況・助産台帳にとりまとめ、県本部健康福祉政策班に提出する	様式64号 病院診療所医療実施状況 様式66号 助産台帳

M4-02-01　要配慮者対策

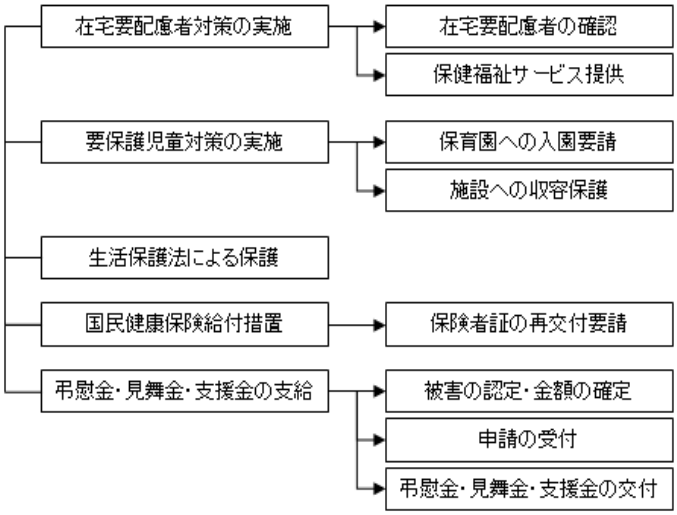

部		班		業務内容		摘要
1	健康福祉部は、在宅要配慮者対策を実施する	1-1	福祉班は、在宅要配慮者が取り残されていないか確認する	1-1-1	関係機関に、避難行動要支援者名簿等を利用して、要配慮者の迅速な発見を要請する	
				1-1-2	要配慮者を発見した場合、避難所への移動、施設緊急入所、在宅福祉ニーズの把握等を実施する	S3-4-02-01 在宅の要配慮者対策
		1-2	福祉班は、要配慮者に保健福祉サービスの提供が再開できるように手配する	1-2-1	避難所において、要配慮者の収容状況を調査する	
				1-2-2	避難所に収容されている要配慮者を、発災1週間後を目途に、保健福祉サービスの提供が再開できるように手配する	
2	健康福祉部は、要保護児童の措置を実施する	2-1	福祉班は、要保護児童に対する適切な措置を講じる	2-1-1	保育に欠ける児童がある場合、保育園に、児童を入園させるように要請する	
				2-1-2	保護者を失った児童がある場合、中濃振興局または中濃子ども相談センターに連絡して収容施設に収容保護させる	
3	健康福祉部は、生活保護法による保護を実施する	3-1	福祉班は、生活保護法による保護を実施する	3-1-1	生活保護法による保護の必要が生じた場合、民生児童委員・県支部救助班に連絡する	
				3-1-2	生活保護法による保護を決定する	
4	町民部は、国民健康保険等を給付する	4-1	国保医療年金班は、り災者に対する国民健康保険等の給付に関する措置を講じる	4-1-1	災害により紛失された被保険者証の再交付を要請する	
				4-1-2	医療機関に、被保険者証のないまま国民健康保険等の給付ができるように要請する	
5	健康福祉部は、災害弔慰金・災害障	5-1	福祉班は、町条例に基づき災害弔慰金・災害障害見舞	5-1-1	災害弔慰金・災害障害見舞金の金額を確定する	

部		班		業務内容		摘要
	害見舞金を支給する		金を支給する	5-1-2	災害弔慰金・災害障害見舞金を支給する	
6	健康福祉部は、被災者生活再建支援金を支給する	6-1	福祉班は、被災者生活再建支援金支給にための事務を行う	6-1-1	住宅被害の認定を行う	
				6-1-2	被災者からの申請書等を受け付け、県に送付する	
7	健康福祉部は、岐阜県被災者生活・住宅再建支援事業費補助金を交付する	7-1	福祉班は、岐阜県被災者生活・住宅再建支援事業費補助金交付にための事務を行う	7-1-1	住家被害の認定を行う	
				7-1-2	被災者からの申請書等を受け付け、県に送付する	
				7-1-3	被災者に、支援金を交付する	
8	総務部は、外国人対策を実施する	8-1	行政班は、各種通訳を実施する	8-1-1	財団法人岐阜県国際交流センターに、通訳ボランティアの派遣を要請する	
		8-2	行政班は、外国人に、各種情報を伝達する	8-2-1	必要な情報が欠如、混乱しないよう、外国人に正確な情報を伝達する	

M4-03-01　避難所の開設

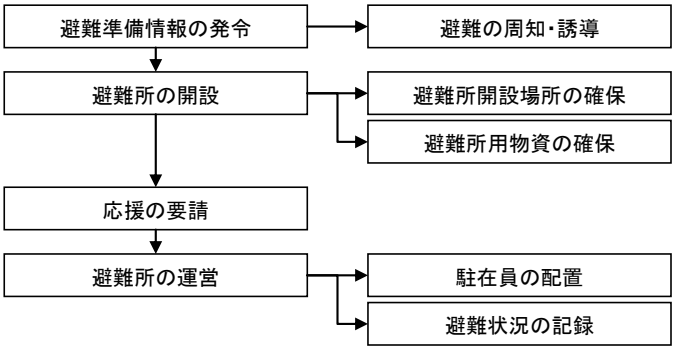

部		班		業務内容		摘要
1	防災安全部は、避難に関する情報を発令する	1-1	防災安全班は、避難に関する情報の発令を検討する	1-1-1	情報を収集し、避難準備情報、避難勧告、避難指示等の発令を検討する	
		1-2	防災安全班は、本部長に、避難準備情報の発令を具申する			
2	防災安全部は、避難を周知・誘導する	2-1	防災安全班は、避難を周知する	2-1-1	住民に、町防災行政無線、広報車、口頭、信号、ラジオ、テレビ等により、避難に関する情報を周知する	S3-4-03-01 周知徹底事項
		2-2	防災安全班は、立ち退きを指示する	2-2-1	危険区域の居住者に対し、避難のための立ち退きを指示する	
		2-3	防災安全班は、避難を誘導する	2-3-1	避難経路の安全確保、通行確保を実施する	
				2-3-2	指定避難所に誘導する	S3-4-03-02 避難者の収容保護 S3-4-03-03 避難に当たっての留意事項 S3-4-03-04 避難所の指定
				2-3-3	本部室に、避難誘導の実施を報告する	
3	町民部は、避難所を開設する	3-1	全班は、避難所開設の準備する	3-1-1	避難所の開設場所を検討する	S3-4-03-05 避難場所・避難所一覧 S3-4-03-06 避難所の開設場所
				3-1-2	避難誘導の報告を受けた場合、避難所の開設準備を開始する	
				3-1-3	県支部総務班に、避難所施設利用に関する強制命令を要請する	
				3-1-4	インターネット端末・電話等を設置する	

部		班		業務内容		摘要
		3-2	全班は、避難所用物資を確保する	3-2-1	各部との協力により、収容保護に必要な毛布、ローソク、燃料等の資器材を確保する	
				3-2-2	長期化する場合、仮設風呂またはシャワー対策を検討する	
				3-2-3	所要物資が確保できない場合、県本部に、避難所用物資確保を要請する	
		3-3	全班は、避難所開設状況を報告する	3-3-1	避難所の開設状況、収容状況を整理する	
				3-3-2	県支部に、避難所の開設状況、収容状況を報告する	
4	防災安全部は、応援を要請する	4-1	防災安全班は、応援を要請する	4-1-1	町のみでの収容保護が困難な場合、県支部総務班に応援を検討し、応援を求める内容及び理由、対象人員、移送の方法を検討する	
		4-2	防災安全班は、隣接市町への避難所を確保する	4-2-1	被災地での避難所の開設が困難または不適当な場合、県支部救助班に、隣接市町施設使用について要請、報告する	
				4-2-2	県支部総務班に、応援を求める内容及び理由、対象人員、移送の方法を明示し、応援を要請する	
5	町民部は、避難所を運営する	5-1	全班は、避難所に駐在員を配置し、避難所を運営する	5-1-1	避難所に駐在員を配置する	S3-4-03-07 避難所における措置
				5-1-2	駐在員に、避難所の管理・収容者の保護・被災者情報・支援対策等の広報を指示する	
				5-1-3	避難所において避難者から世話人を若干名指定し、駐在員の補佐に当たらせる	
		5-2	全班は、避難所の状況を記録する	5-2-1	避難所に収容されている避難者、要配慮者に係る情報を把握する	
				5-2-2	駐在員に、避難所における各種記録を指示する	様式53号 救助実施記録日計票 様式54号 救助の種目別物資受払状況 様式56号 避難所設置及び収容状況 様式57号 避難所用施設及び器物借用整理簿 様式68号 避難所収容者名簿
6	町民部は、避難所	6-1	全班は、避難所を閉鎖する	6-1-1	避難所を閉鎖する	

部		班		業務内容		摘要
	を閉鎖する	6-2	全班は、避難所の閉鎖状況を報告する	6-2-1	県支部総務班に、避難所の閉鎖を報告する	

M4-04-01　食料の供給

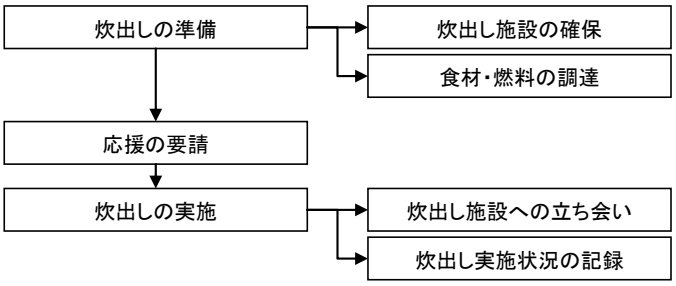

部		班		業務内容		摘要
1	給食センター部は、炊出し実施体制を確保する	1-1	給食センター班は、炊出しの準備をする	1-1-1	使用可能な炊出し施設を検討する	S3-4-04-01 炊き出し可能施設
				1-1-2	米穀、副食、副食原材料、炊出しのための燃料を町内業者から購入する	
		1-2	給食センター班は、応援を要請する	1-2-1	食料の給与や物資の調達ができない場合、県支部救助班に要請する	
2	給食センター部は、食料の供給を実施する	2-1	給食センター班は、炊出しを実施する	2-1-1	各炊出し施設において炊出しを実施する	S3-4-04-02 炊出しの献立 S3-4-04-03 災害救助法に基づく食料供給実施基準
				2-1-2	各炊出し施設に立ち会い、炊出しの指揮、食品衛生の指導監視を実施する	S3-4-04-04 食品衛生に関する留意点
				2-1-3	諸記録を作成する	様式53号 実施記録日計票 様式54号 救助の種目別物資受払状況 様式58号 炊出し給与状況 様式59号炊出し協力者、奉仕者名簿
		2-2	給食センター班は、炊出しの実施が困難な場合、食料の供給を実施する	2-2-1	炊出しが実施できない場合、米飯業者等から食料を購入する	
				2-2-2	購入した食料を配給する	
3	給食センター部は、炊出し実施状況を報告する	3-1	給食センター班は、炊出しの実施状況を整理し、報告する	3-1-1	炊出し場所数及び炊出し場所別給与人員を整理し、救助日報を作成する	
				3-1-2	県支部総務班に、救助日報の内容を報告する	

M4-04-02　飲料水の供給

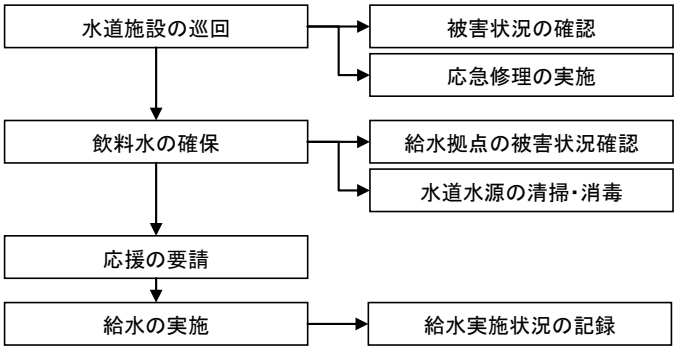

部		班		業務内容		摘要
1	水道環境部は、水道対策を実施する	1-1	上下水道班は、水道技術管理者等と協力し、水道対策を実施する	1-1-1	施設を巡回して事故発生の有無を確認する	
				1-1-2	施設の損壊、漏水等を確認し、応急措置を講ずる	
2	水道環境部は、応急給水を実施する	2-1	上下水道班は、飲料水を確保する	2-1-1	給水拠点の被害状況を確認する	S3-4-04-05 給水拠点所在地
				2-1-2	水道水源を清掃、消毒を実施する	
				2-1-3	水道水源の水質検査を実施し、安全性を確認する	
				2-1-4	水源地又は給水栓から、給水車又は容器により、給水拠点等に運搬する	
		2-2	上下水道班は、応援を要請する	2-2-1	飲料水が確保できない場合、県支部保健班に要請する	
		2-3	上下水道班は、給水を実施する	2-3-1	給水拠点等にて、給水を実施する	S3-4-04-06 給水の優先順序 S3-4-04-07 災害救助法に基づく給水実施基準
3	水道環境部は、給水の実施状況を報告する	3-1	上下水道班は、給水の実施状況を整理し、報告する	3-1-1	諸記録を作成する	様式53号 救助実施記録日計票 様式54号 救助の種目別物資受払状況 様式60号 飲料水の供給簿
				3-1-2	県支部総務班に、飲料水の供給状況（給水地区、対象人員、供給人員、供給方法等）を報告する	

M4-04-03　生活必需品の供給

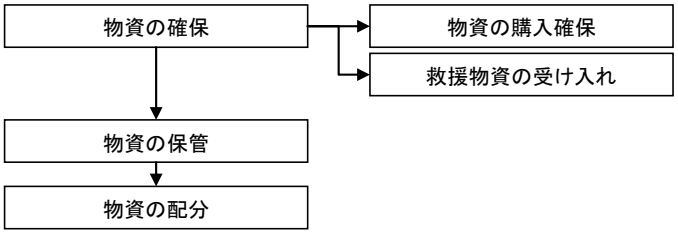

部		班		業務内容		摘要
1	産業部は、物資を確保する	1-1	商工観光班は、物資を購入確保する	1-1-1	必要な物資を購入確保する	
		1-2	商工観光班は、救助物資を受け入れる	1-2-1	県本部等から救助物資を受け入れる	
				1-2-2	救助物資を引き継ぐ場合、救助用物資引継書を作成する	様式61号 救助用物資引継書
2	産業部は、物資の配分を実施する	2-1	商工観光班は、物資を保管する	2-1-1	物資の保管場所を選定する	
				2-1-2	配分までの間物資を保管する	
		2-2	商工観光班は、物資を配分する	2-2-1	救助物資供給拠点において、救助物資を支給する	S3-4-04-08 物資供給拠点 S3-4-04-09 物資供給対象者 S3-4-04-10 物資輸送の留意点 様式43号 世帯構成員別被害状況報告書
				2-2-2	県本部の指示により、残余物資を処置（返還する）	

M4-04-04　学用品の支給

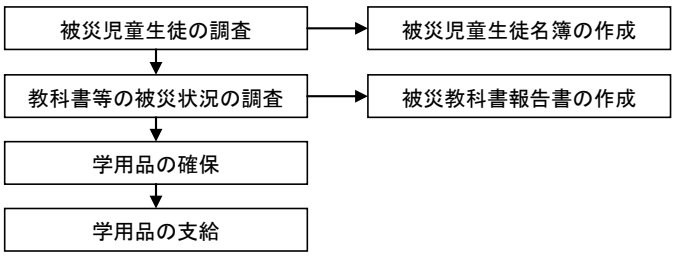

部		班		業務内容		摘要
1	教育部は、被災状況を把握する	1-1	学校教育班は、児童生徒の被災状況を調査する	1-1-1	被災児童生徒を調査する	
				1-1-2	被災児童生徒名簿を作成する	様式85号 被災児童生徒名簿
		1-2	学校教育班は、教科書等の被災状況を調査する	1-2-1	被災教科書等について調査する	
				1-2-2	被災教科書報告書を作成する	様式82号 被災教科書報告書
2	教育部は、学用品を確保する	2-1	学校教育班は、必要な学用品等の数量を整理し、調達する	2-1-1	必要な教科書、文具品等の数量を整理する	S3-4-04-11 災害救助法による学用品支給条件 S3-4-04-12 確保すべき学用品
				2-1-2	教科書、文具品等を調達する	
				2-1-3	教科書等が調達困難な場合、被災教科書報告書を作成し、県支部教育班に3部提出する	様式82号 被災教科書報告書
3	教育部は、学用品を配分する	3-1	学校教育班、学校班は、学用品等を割り当てる	3-1-1	児童生徒の被害区分をり災者台帳による程度区分を照合し、児童生徒別に学用品の給与状況により割り当てる	
		3-2	学校教育班、学校班は、学用品等を支給する	3-2-1	児童・生徒に、受領書と引き換えに学用品等を支給する	様式88号 学用品引継書
				3-2-2	県本部から通知される学用品支給基準（1人当量）に基づき、児童生徒別に学用品の給与状況を作成する	様式89号 学用品の給与状況
				3-2-3	避難等により支給できない児童・生徒の学用品等を保管する	
				3-2-4	学用品等の剰余物資があった場合、県本部に報告し、保管する	
4	教育部は、学用品等の支給の実施状況を記録する	4-1	学校教育班、学校班は、諸記録を作成し、報告する	4-1-1	被災児童生徒名簿、被災教科書報告書、学用品引継書、学用品の給与状況、救助実施記録日計票、救助の種目別物資受払状況を作成し、県支部教育班に報告する	

M4-04-05　義援金の募集・配分

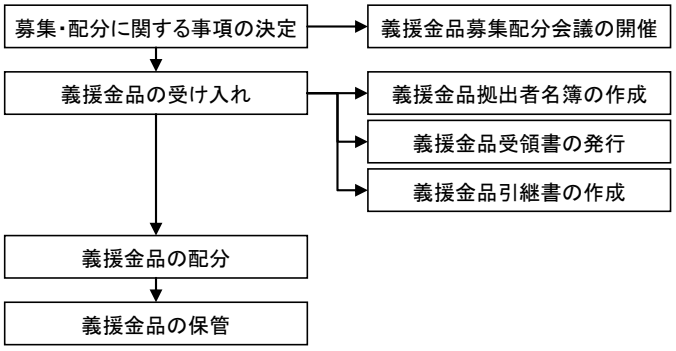

部		班		業務内容		摘要
1	健康福祉部は、義援金品の募集・配分方法を検討する	1-1	福祉センター班は、義援金品の募集・配分に関する事項を決定する	1-1-1	募集配分に参加する機関の代表者を集め、「義援金品募集、配分会議」を開催する	S3-4-04-13 義援金品の募集配分機関
				1-1-2	「義援金品募集、配分会議」において、募集・配分に関する事項を決定する	S3-4-04-14 義援金品の募集・配分に関する事項 S3-4-04-15 義援金品の配分基準
2	健康福祉部は、義援金品を受け付ける	2-1	福祉センター班は、義援金品を受け入れる	2-1-1	災害発生後、義援金品の受け入れを行う	
				2-1-2	義援金品拠出者名簿を作成する	様式91号 義援金品拠出者名簿
				2-1-3	義援金品受領書を発行する	様式93号 義援金品受領書
				2-1-4	義援金品の引継時、義援金品引継書を作成する	様式92号 義援金品引継書
3	健康福祉部は、義援金品を配分する	3-1	福祉センター班は、義援金品の配分時期を検討し、配分を行う	3-1-1	義援金品の配分の時期を検討する	S3-4-04-16 義援金品の配分時期
				3-1-2	義援金品を世帯等別に配分する	S3-4-04-17 義援金品の募集・配分にかかる費用
4	健康福祉部は、義援金品を保管する	4-1	福祉センター班は、義援金品を保管し、記録を作成する	4-1-1	銀行預金等により金銭を管理する	
				4-1-2	現金出納簿により出納の状況を記録する	様式95号 現金出納簿
				4-1-3	義援金品受払簿を備え付け、受け入れから引き継ぎまたは配分までの状況を記録する	様式94号 義援金品受払簿

M4-04-06　り災証明書の発行等

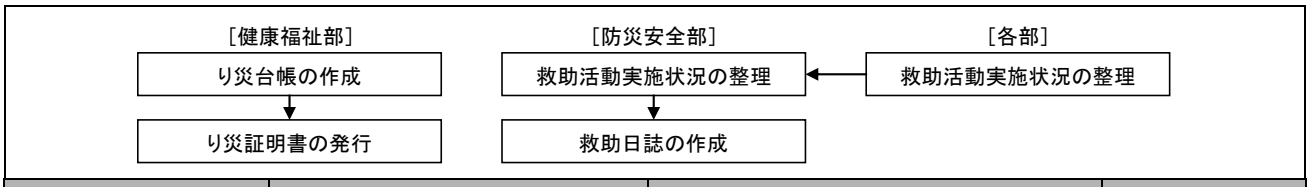

部		班		業務内容		摘要
1	健康福祉部は、り災台帳を作成し、り災証明書を発行する	1-1	福祉班は、り災者台帳を作成する	1-1-1	被害状況調査表に基づき、り災者台帳を作成する	様式55号 り災者台帳 様式26号 住家等一般被害調査表 様式62号 救助用物資割当台帳
				1-1-2	り災者台帳を整備保管する	
		1-2	福祉班は、り災証明書を発行する	1-2-1	町役場健康福祉課において、り災証明書を交付する	様式44号 り災証明書
				1-2-2	り災証明書が交付できない場合、仮り災証明書を交付する	様式45号 仮り災証明書
				1-2-3	り災者旅行証明書を発行する	様式67号 り災者旅行証明書
2	各部は、救助活動の実施状況を報告する	2-1	各班は、り災者の救出、避難所の開設、炊出し、医療等の応急救助の実施状況を防災安全班に報告する			S3-4-04-18 救助の報告を要する事項・内訳 S3-4-04-19 災害救助法適用基準 S3-4-04-20 救助の種類と実施者
3	防災安全部は、県に報告する	3-1	防災安全班は、救助活動の実施状況を県に報告する	3-1-1	各部から収集した救助活動の実施状況を整理する	
				3-1-2	救助日報を作成する	様式3号 救助日報 様式53号 救助実施記録日計票 様式54号 救助の種目別物資受払状況
				3-1-3	救助日報を、県支部救助班に報告する	

M4-06-01　応急住宅対策

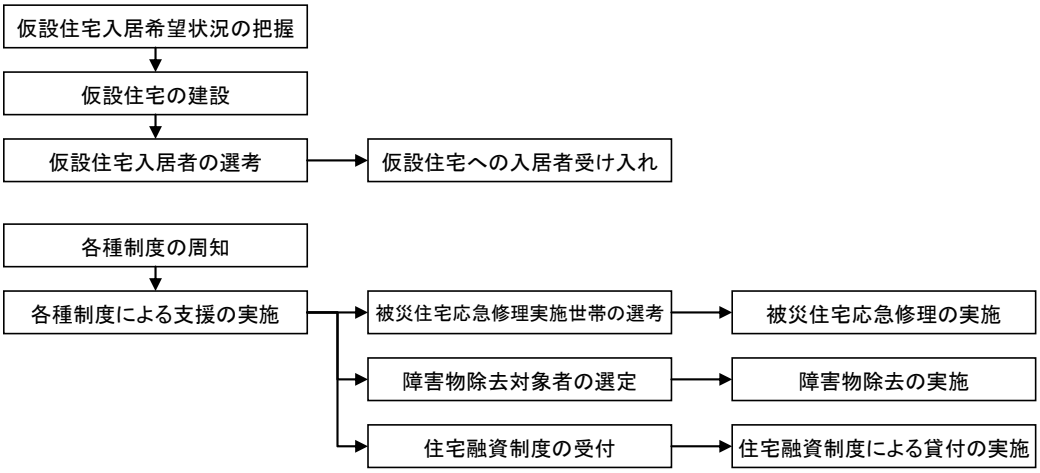

部		班		業務内容		摘要
1	建設部は、住宅対策を周知する	1-1	管理班は、住宅対策に関する各種制度を周知する	1-1-1	被災者に、住宅対策に関する各種制度を説明する	S3-4-06-01　住宅対策等の調査事項
				1-1-2	被災者に、各住宅対策の希望者を調査する	S3-4-06-02　住宅対策に関する各種制度の調査事項・留意点
2	建設部は、仮設住宅を建設する	2-1	管理班は、仮設住宅入居者を選考する	2-1-1	仮設住宅入居希望状況を把握する	
				2-1-2	仮設住宅入居予定者を選考する	S3-4-06-03　仮設住宅入居者条件
				2-1-3	応急仮設住宅入居該当世帯調を作成し、県本部に報告する	様式47号 応急仮設住宅入居該当世帯調
		2-2	管理班は、仮設住宅を建設する	2-2-1	仮設住宅建設予定地を選定する	S3-4-06-04　仮設住宅建設のための応援要請
				2-2-2	建設業者に、仮設住宅の建設を依頼する	S3-4-06-05　仮設住宅の建設と管理
				2-2-3	県支部救助班に、着工報告及び竣工報告を提出する	
		2-3	管理班は、仮設住宅に入居者を受け入れる	2-3-1	仮設住宅に入居者を受け入れる	様式49号 応急仮設住宅入居者台帳
3	建設部は、被災住宅の応急修理を実施する	3-1	管理班は、被災住宅応急修理を実施する世帯を選考する	3-1-1	被災住宅応急修理希望状況を把握する	
				3-1-2	被災住宅応急修理予定者を選考する	S3-4-06-06　被災住宅応急修理対象世帯 S3-4-06-07　被災住宅応急修理基準 S3-4-06-08　被災住宅応急修理期間

部		班		業務内容		摘要
		3-2	管理班は、被災住宅応急修理を実施する	3-2-1	住宅応急修理を実施する	様式48号 住宅応急修理該当世帯調 様式50号 住宅応急修理記録簿
				3-2-2	県本部健康福祉政策班に、着工報告及び竣工報告を提出する	
4	建設部は、障害物を除去する	4-1	管理班は、障害物の除去を実施する世帯を選考する	4-1-1	住宅又はその周辺に運ばれた土砂石、竹木等の状況を調査する	
				4-1-2	障害物除去希望状況を把握する	
				4-1-3	障害物除去予定世帯を選考する	S3-4-06-09　障害物除去対象世帯 様式51号 障害物除去該当世帯調
		4-2	管理班は、障害物の除去を実施する	4-2-1	奉仕労力又は賃金職員を雇い上げ、障害物の除去作業を依頼する	
				4-2-2	障害物除去の実施状況を救助日報に記録し、県支部建築班に提出する	様式46号 住宅総合災害対策報告書 様式52号 障害物除去記録簿
5	健康福祉部は、低所得世帯等に対する住宅対策を支援する	5-1	福祉班は、低所得世帯等に対する住宅融資を実施する	5-1-1	各種住宅融資制度の適用基準を満たしているか確認する	S3-4-06-10　住宅融資制度
				5-1-2	災害援護資金、母子福祉資金、寡婦福祉資金、災害援護金による申請を受け付ける	
				5-1-3	貸付額を決定し、被災者に貸し付ける	
		5-2	福祉班は、生活保護法による家屋修理を実施する	5-2-1	生活保護法による家屋修理の申請を受け付ける	S3-4-06-11　生活保護法による家屋修理
				5-2-2	家屋修理の実施の依頼、土砂等の除去費、屋根の雪下ろし費の支給を行う	
6	健康福祉部は、社会福祉施設への入所を支援する	6-1	福祉班は、要介護者の社会福祉施設への入所を支援する	6-1-1	災害により住宅に居住できなくなった要介護者等を、社会福祉施設に入所させる	

M4-07-01　建築物等安全対策

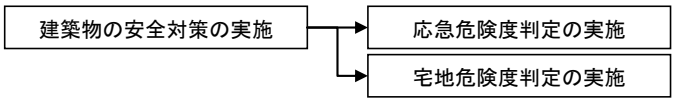

部		班		業務内容		摘要
1	建設部は、被災建築物の安全対策を実施する	1-1	管理班は、建築物の安全対策を実施する	1-1-1	被災建築物応急危険度判定実施本部を設置する	
				1-1-2	本部の設置について、県に連絡する	
				1-1-3	県に、判定支援要請を行い、被災建築物の応急危険度判定を実施する	
		1-2	管理班は、宅地等の安全対策を実施する	1-2-1	宅地危険度判定の実施を検討する	
				1-2-2	危険度判定の対象区域及び対象宅地を決定し、県に実施を要請する	

M4-08-01　愛玩動物対策

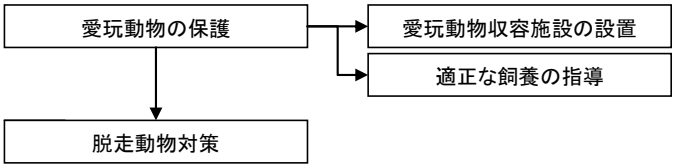

部		班		業務内容		摘要
1	町民部は、愛玩動物を保護する	1-1	全班は、被災地域において動物を保護する	1-1-1	獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力し、飼い主不明または負傷した愛玩動物を保護・収容・救助する	
				1-1-2	避難所の隣接地に、愛玩動物の収容施設を設置する	
				1-1-3	避難している愛玩動物について、適正な飼養を指導する	
		1-2	全班は、脱走した特定動物への対策を実施する	1-2-1	特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）が飼養施設から脱走した場合、人への危害防止等必要な措置を講ずる	

M5-01-01　生活支援

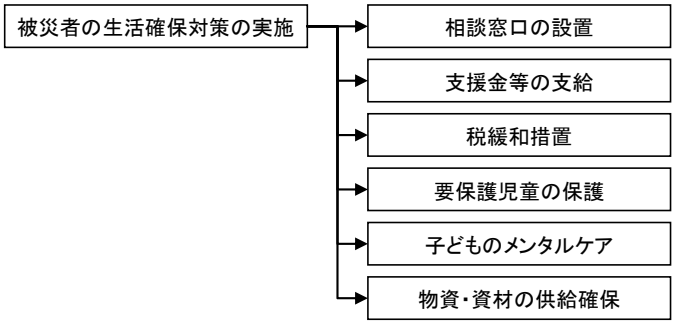

部		班		業務内容		摘要
1	健康福祉部は、生活相談を実施する	1-1	福祉班は、相談窓口を設置し、要望事項等を聴収する	1-1-1	被災者のための相談窓口を設置する	
				1-1-2	相談窓口において、被災者からの苦情又は要望事項を聴収し、解決を図る	
2	健康福祉部は、被災者への支援金支給、貸付けを実施する	2-1	福祉センター班は、災害弔慰金・災害障害見舞金を支給する	2-1-1	災害弔慰金・災害障害見舞金の申し込みを受け付ける	
				2-1-2	支給額を決定し、被災者に支給する	
		2-2	福祉センター班は、被災者生活再建支援金を支給する	2-2-1	被災者生活再建支援金の申し込みを受け付ける	
				2-2-2	支給額を決定し、被災者に支給する	
3	町民部は、税緩和措置を実施する	3-1	課税班は、租税の徴収猶予、減免措置を実施する	3-1-1	被災者に対する町税の徴収猶予、減免に関する対策を実施します	
4	健康福祉部は、児童に係る対策を実施する	4-1	福祉班は、被災による要保護児童対策を実施する	4-1-1	避難所における乳幼児の実態を把握し、要保護児童を児童相談所に通報する	
				4-1-2	親族による受け入れ、養護施設への受け入れ等により、要保護児童を保護する	
				4-1-3	保護者が災害復旧事業に従事することにより、保育に欠ける乳幼児を保育所に入所させる	
5	健康福祉部は、メンタルケアを実施する	5-1	福祉センター班は、子どものメンタルケアを実施する	5-1-1	子どもの精神不安定を解消するため、児童相談所においてメンタルケアを実施する	
6	産業部は、物資の需給・価格動向を調査監視し、物価の安定を確保する	6-1	商工観光班は、物資、資材等を供給確保する	6-1-1	生活必需物資、復旧資材等の需給・価格動向を調査する	
				6-1-2	事業者に対して、供給体制の確保、在庫の放出、適正価格での供給等の行政指導を実施する	

M5-01-02　災害援護資金貸与

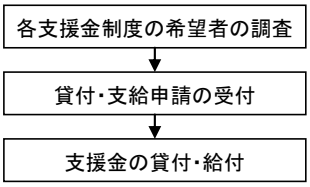

部		班		業務内容		摘要
1	健康福祉部は、災害援護資金の貸し付けを実施する	1-1	福祉センター班は、災害援護資金の貸付を実施する	1-1-1	災害援護資金の貸付希望世帯を調査、選考する	S4-1-01-01 災害援護資金の貸付対象・内容・条件
				1-1-2	災害援護資金の貸付を実施する	
		1-2	福祉センター班は、生活福祉資金の貸付を実施する	1-2-1	町社会福祉協議会は、生活福祉資金の貸付申請を受け付け、申請内容を審査する	S4-1-01-02 生活福祉資金の貸付対象・内容・条件
				1-2-2	町社会福祉協議会は、県社会福祉協議会に申請書を提出する	
				1-2-3	県社会福祉協議会は、申請者に資金を貸付ける	
		1-3	福祉センター班は、母子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付を実施する	1-3-1	母子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付申請を受け付け、申請内容を審査する	S4-1-01-03 母子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付対象・内容・条件
				1-3-2	県支部救助員を通じて、県本部子ども家庭班に申請書を提出する	
				1-3-3	申請者に資金を貸付ける	

M5-03-01　被災中小企業の振興・農林漁業関係者への融資

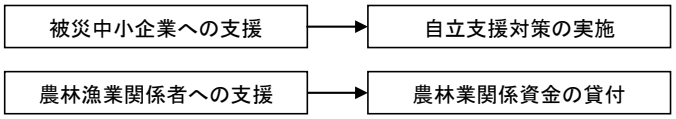

部		班		業務内容		摘要
1	産業部は、被災中小企業の自立支援を行う	1-1	商工観光班は、被災中小企業の自立支援を行う	1-1-1	災害復旧貸付等により、運転資金、設備復旧資金の低利融資等を行う	S4-1-03-01 被災中小企業の自立支援対策
2	産業部は、農林漁業関係者への融資を実施する	2-1	農林業振興班は、株式会社日本政策金融公庫による融資を実施する	2-1-1	農業関係資金の貸し付けを実施する	S4-1-03-02 農業関係資金
				2-1-2	林業関係資金の貸し付けを実施する	S4-1-03-03 林業関係資金

M6-01-01　公共施設・公共事業等の災害復旧

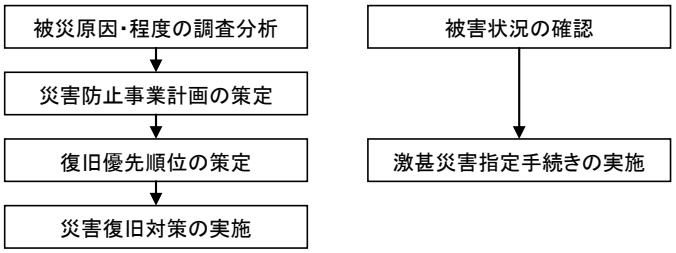

部		班		業務内容		摘要
1	公共施設管理者は、災害復旧を行う			1-1-1	応急復旧工事終了後、施設について被災原因、被害の程度等について調査分析する	
				1-1-2	調査分析結果に基づく災害防止事業計画を策定する	
				1-1-3	被災の程度、復旧の難易度等を勘案し、復旧の優先順位を策定する	
				1-1-4	関係機関の応援協力により、災害復旧工事等に必要な技術者等を確保する	
2	防災安全部は、激甚災害指定の手続きを実施する	2-1	防災安全班は、被害状況を確認し、激甚災害指定の手続きを実施する	2-1-1	被害情報を収集、整理し、激甚災害指定基準に該当していることを確認する	
				2-1-2	町長を通じて、県知事に被害状況を報告し、激甚災害指定の手続きを実施する	
		2-2	防災安全班は、激甚災害に係る財政援助措置を実施する			S4-2-01-01 激甚災害に係る財政援助措置